

財団法人 電気通信普及財団

電気通信普及財団賞「第 25 回 テレコム社会科学学生賞」応募論文

「ネットワーク系電子出版物の収集を通じての納入率向上に関する一考察」

——国立国会図書館における政府刊行物・民間出版物の納入率向上に向けた政策提言——

A policy paper for improvement of the collection rate by introducing online
publication in National Diet Library.

京都大学大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部／公共政策専攻 2 回生

須藤 健一

Kenichi SUTOU

平成 21 年 9 月提出

submitted September, 2009

論文要旨 (Abstract)

本稿では、国立国会図書館の「納本漏れ」の問題に着目し、「納本図書館としての機能に支障が生じないようにすること」という国立国会図書館の使命を達成すべく、出版物の納入率を向上させるための今後の制度設計について検討した。

国立国会図書館は、出版物納入率の向上に向けて、広報強化や関係機関との協力連携を推進しつつ、電子情報による納本の許可（納本方法の拡大）や、「ネットワーク系電子出版物」の納本制度に基づく収集をも検討し、電子情報化時代に応じた複合的・重層的な納本制度改革を実施すべきである。

そして、現代社会において最も重要な出版物の形態として、インターネットや電子ジャーナルなどのネットワーク系電子出版物が挙げられる。ネットワーク系電子出版物は現在、納本制度とは別の枠組によって選択的収集が行われているが、ウェブサイトの管理主体に個別に許諾を得て収集を実施していくため、包括的な収集は困難な状況にあり、例えば、従来の冊子体から完全にウェブ版に移行した雑誌など、利用不可能な図書館資料が増加していると考えられる。

納本制度の目的が国の出版物の網羅的な収集・保存にあること、立法補佐業務や国民への図書館サービスの向上のため、ネットワーク系電子出版物の収集によって実質的な納入率を確保する必要があること、ネットワーク系電子出版物の収集と電子図書館化によって所蔵スペースを大幅に節約できることなどの理由から、今後は、ネットワーク系電子出版物に関しても、納本制度による収集を検討すべきである。

その第一歩として、国や地方公共団体などの公的機関のネットワーク系電子出版物に関しては、納本制度に組入れて網羅的な収集を図るべきである。そして、民間ネットワーク系電子出版物に関しては、収集の質と範囲の問題を入念に検討しつつ、民間の調査研究機関などの電子出版物や報告書の収集から段階的に実施していくべきである。

目次

1. はじめに——検討課題	1- 2
(1) 問題への視角	1
(2) 納本制度に関する政策課題の所在	1- 2
2. 納本制度の歴史的経緯と「納本漏れ」の要因分析	2- 9
(1) 国立国会図書館納本制度（Legal Deposit）の概要	2- 3
(2) 納本制度の歴史的経緯	3- 4
(3) 国立国会図書館における資料収集の現在	4- 6
(4) 2005 年（平成 17 年）国内出版物納入率	6- 7
(5) 「納本漏れ」の要因	7- 8
(6) 来館利用者から見た国立国会図書館	8- 9
3. 国立国会図書館における対策の現状	10-13
(1) 国立国会図書館の対策	10
(2) 納本制度審議会と日本におけるネットワーク系電子出版物の収集	11-13
4. 目指すべき納本制度改革の方向性と具体的政策提言	13-21
(1) 対処方針案の検討	13-16
(2) 具体的政策提言	17-21
5. おわりに——電子情報化時代に対応した納本制度改革の必要性	21-22
主要参考文献・引用文献一覧	23-25
註釈	26-29

図表目次

【図表 1】 納本制度の概要	2- 3
【図表 2】 納本制度の歴史と制度改革の経緯	4
【図表 3】 平成 19 年資料収集の手段別割合	5
【図表 4】 受入資料の収集手段別件数の推移	5
【図表 5】 平成 17～19 年度 所蔵資料数の推移	6
【図表 6】 平成 17 年官庁出版物納入率	7
【図表 7】 平成 17 年民間出版物納入率	7
【図表 8】 納本制度の認知度	8
【図表 9】 関西館・国際子ども図書館 満足度・改善要望度分析	9
【図表 10】 平成 20 年度国立国会図書館重点目標（抜粋）	10
【図表 11】 納本制度普及マーク シンボルマーク・標語	10
【図表 12】 ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の骨子	11-12
【図表 13】 WARP の収集対象となるネットワーク系電子出版物	12-13
【図表 14】 日本のインターネットコンテンツ量の推移	13
【図表 15】 目指すべき納本制度改革の方向性	14
【図表 16】 平成 10～19 年度 書籍・雑誌販売金額及び出版社数の推移	15
【図表 17】 諸外国におけるネットワーク系電子出版物の納本制度への組入れ	16
【図表 18】 平成 14～19 年度 納入出版物代償金及び施設費の推移	19
【図表 19】 EYE マーク・自由利用マーク	20

○凡例

「 」 主として文献からの引用

[] 説明のために筆者が補った文章

() 主として引用文献の原語・原文

『 』 書名

[……] 中略

引用文等への下線 強調のために筆者が付したもの

○キーワード／Key Words

国立国会図書館 (National Diet Library)

行政情報化 (Public Administration and Informatization)

納本制度 (Legal Deposit)

ネットワーク系電子出版物 (Online Publications)

インターネット情報選択的蓄積事業 (Web Archiving Project)

電子図書館 (Digital Library)

1. はじめに——検討課題

(1) 問題への視角

国立国会図書館は、「真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与すること」（「国立国会図書館法 前文」）という理念の下、立法補佐機関、中央図書館として、国会、行政・司法各部門及び国民に奉仕する、我が国で唯一の国立図書館である。

そして「納本制度（Legal Deposit）」とは、国立図書館が国内で発行された出版物を、一国の文化的な記録として収集・保存する仕組みであり、日本においては、「国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）」で規定されている¹。

本稿においては、国立国会図書館納本制度に関する諸問題、特に「納本漏れ」の問題に注目し、「納本図書館としての機能に支障が生じないようにすること」²という国立国会図書館の使命を達成すべく、電気通信を一層積極的に活用し、所謂「ネットワーク系電子出版物」³の収集を通じての、出版物納入率を向上させるための今後の制度設計について論じていきたい。

(2) 納本制度に関する政策課題の所在

現行の納本制度に関しては様々な問題が挙げられるが、大別すると、以下の五つの問題があると考ええる。①、②は、国民及び国会議員という利用者の視点からの政策課題であり、③～⑤は、国立国会図書館が納本制度を運用する上で生じている政策課題である。

- ① 地方の自費出版物の納入率の低さなど、所謂「納本漏れ」の問題
- ② 国会議員の調査研究、国民の利用に供するための資料収集の質と範囲の問題
- ③ 関西館、国際子ども図書館を含めた今後の所蔵スペースの問題
- ④ 現在まで一度も実施されていない「過料規定」の問題⁴
- ⑤ 諸外国の無償納本制度と異なる日本独自の「納入出版物代償金制度」の問題⁵

インドの図書館学の祖として高名なランガナタン（Shiyali Ramamrita Ranganathan : 1892-1972）の「図書館学五原則（The Five Laws of Library Science）」では、① 図書は利用するためのものである（Books are for use）、② いずれの読者にもすべて、その人の図書を（Every reader his or her book）、③ いずれの図書にもすべて、その読者を（Every book its reader）、④ 図書館利用者の時間を節約せよ（Save the time of the reader）、⑤ 図書館は成長する有機体である（The library is a growing organism）、という五つの基本原則が提唱されている。ランガナタンの「図書館学五原則」で重ねて強調されているよう

に、図書館は、第一に reader、即ち読者・利用者のために存在するものである。図書館に整備されている資料は、ランガナタンの第四番目の原則にあるように、利用者の効率の面から、あらゆる資料が一つの館内に網羅的に収集されていることが望ましい。勿論、国立国会図書館に与えられた予算・人員や所蔵スペースには限界があるため、資料収集の質と範囲とを検討する蔵書評価の観点からは、今後一層重要となってくる。デジタル・アーカイブの構築や郵送複写・取寄せサービスの充実なども、利用者のために国立国会図書館が推進すべき施策ではあるが、本稿では、図書館のあらゆるサービスの基盤となる、図書館資料の整備、充実を第一に重視する。まず、「納本漏れ」の原因から検討していきたい。

2. 納本制度の歴史的経緯と「納本漏れ」の要因分析

(1) 国立国会図書館納本制度 (Legal Deposit) の概要

本章では、納本制度の概要と歴史的経緯とを確認し、「納本漏れ」の原因について検討したい。国立国会図書館法第 24 条以下と「国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程」などに規定された納本制度の概要は、図表 1 の通りであり、基本的には、国内で発行された全ての出版物が、国立国会図書館による網羅的な収集・保存の対象となる。さらに、国立国会図書館では、出版物を我が国の文化的財産として後世へと伝えるため、納入された出版物の情報を、『日本全国書誌 (Japanese National Bibliography)』に登載すると共に、『国立国会図書館蔵書検索・申込システム (NDL-OPAC)』などを通して公開している。納入された出版物は、国会に対しての立法調査サービスを行うための基礎資料として活用すると同時に、国民の利用に供している。

【図表 1】納本制度の概要

① 納本の対象
【官庁出版物】 国、地方公共団体の諸機関及びそれに準ずる法人
【民間出版物】 上記以外の発行者（出版社、新聞社、レコード会社、調査研究機関など）
② 出版物の種類
【官庁出版物】 国、地方公共団体の諸機関が発行した出版物及び当該機関のために発行された出版物
【民間出版物】 自らが発行した出版物の「最良版の完全なもの」
③ 納本の目的

【官庁出版物】 政府活動に関する国政審議のために活用する 政府出版物を外国政府に送付し、相手国の政府出版物等との交換に用いる 【民間出版物】 国民共有の文化的資産として、広く利用に供し、永く後世に伝える
④ 納入部数・納入期限
【官庁出版物】 国 5～30 部、県 5 部、市 3 部、町村 2 部を、発行後直ちに納本 【民間出版物】 「最良版の完全なもの」1 部を、発行の日から 30 日以内に納本
⑤ 納入の対価
【官庁出版物】 無償 【民間出版物】 納本した出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を代償金として交付
⑥ 罰則規定
【民間出版物】 発行者が正当な理由なく納入しなかったときは、その出版物の小売価格の 5 倍に相当する金額以下の過料に処せられるが、現在まで一度も適用された事例は無い⁶

出所：国立国会図書館ホームページ「納本制度の概要」等より筆者作成

(2) 納本制度の歴史的経緯

1948 年（昭和 23 年）2 月に国立国会図書館法は制定されたが、施行当初の出版物納入率は、非常に低かった。用紙不足などの困難な出版事情があったことに加えて⁷、出版者は、GHQ/SCAP にも相当部数の出版物を納入する義務があり、国立国会図書館への納入は過重な負担となっていた。検閲・出版統制目的の戦前の納本制度の歴史が、戦後の新たな納本制度に悪影響を付与したことも指摘されている。昭和 23 年 5 月から昭和 24 年 3 月における国内新刊図書の新刊率⁸は、全出版物の四分一程度に過ぎなかったという⁸。

このような事情に鑑み、出版物納入率の上昇・改善を企図し、昭和 24 年 6 月、国立国会図書館法の一部改正によって、代償金の交付規定（第 25 条第 3 項）が新設された。さらには、「文化財の蓄積及びその利用に資するため」（第 25 条第 1 項）という民間出版物納入の主旨が明記され、地方公共団体の出版物の納入規定（第 24 条の 2）も付加された。昭和 24 年の法改正によって、現行納本制度の基礎部分が整備されたと言える。

そして、近年の CD、DVD などの有形媒体に情報を固定した電子出版物、所謂「パッケージ系電子出版物」の急増に伴い、2000 年（平成 12 年）には国立国会図書館法が再び改正され、パッケージ系電子出版物に関しても、納本制度の収集対象になった。

そして、電子ジャーナルなどの電気通信によって公開された出版物、所謂「ネットワーク系電子出版物」の収集に関しては、納本制度とは別の制度である「インターネット情報選択的蓄積事業(WARP, Web Archiving Project)」によって、選択的収集が行われている。

【図表 2】納本制度の歴史と制度改革の経緯

明治 2 年	出版条例公布（出版の官許制）
明治 20 年 12 月 28 日	新聞紙条例・版權条例改正（内務大臣による検閲・行政処分権を規定）
昭和 23 年 2 月 9 日	国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）制定
昭和 23 年 5 月 25 日	納本の依頼状を出版社・団体等に送付、納本制度の受付開始
昭和 23 年 6 月 5 日	蔵書の一般公開開始（国立国会図書館開館記念日）
昭和 24 年 6 月 6 日	代償金の交付、地方公共団体の出版物の納入規定等の新設
平成 12 年 4 月 7 日	CD、DVD 等のパッケージ系電子出版物が納入義務の対象となる
平成 16 年 12 月 1 日	独立行政法人等に、国・地方公共団体に準じた納入義務が課される
平成 20 年 1 月 30 日	5 月 25 日を「納本制度の日」と定める

出所：国立国会図書館ホームページ「納本制度のあゆみ」等より筆者作成

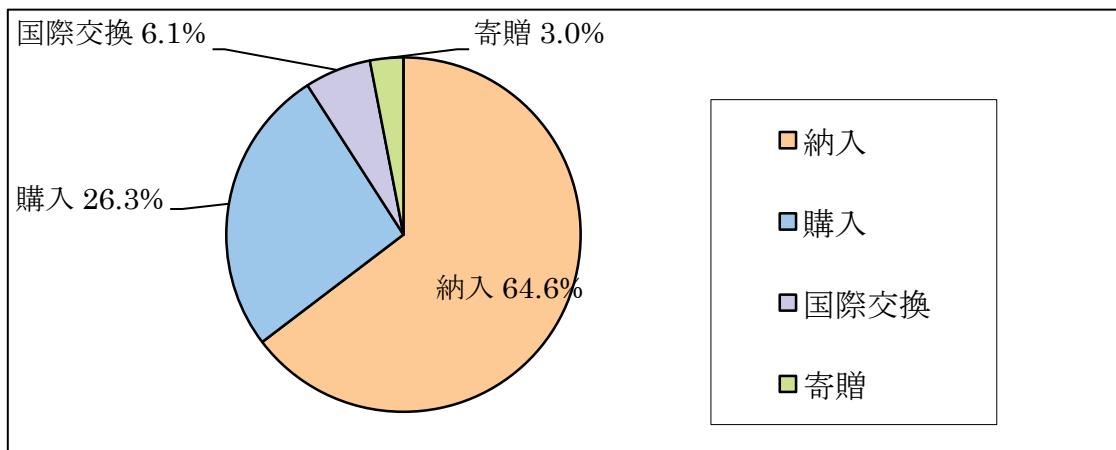
(3) 国立国会図書館における資料収集の現在

次に、国立国会図書館における蔵書構成の現状についても確認しておきたい。

2006年度（平成18年度）に、納本制度に基づいて納入された図書資料は、資料収集全体の六割以上を占めており、図書資料が、現在も国立国会図書館の蔵書の基礎であることに変わりはない。まず、国内刊行資料に関しては、「納入」によって包括的・網羅的収集に努力しているほか、「購入」や「寄贈」などの多様な方法によって収集を行っている（図表3、4参照）。また、外国刊行資料に関しては、購入、寄贈などの方法によって収集を行っているが、加えて、「出版物の国際交換に関する条約（昭和59年条約第6号）」や「国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約（昭和59年条約第7号）」に基づいて、条約加盟国間で相当数の出版物の「国際交換」を実施している。この国際交換用の資料としても、国・地方公共団体などから納入された資料は利用されている⁹。

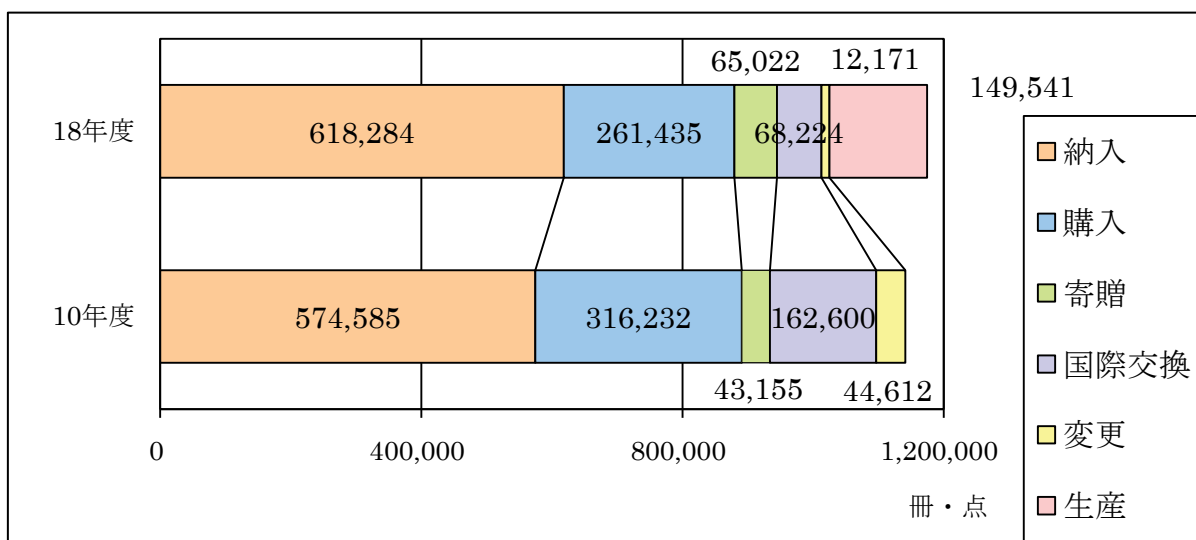
納本制度は、国立国会図書館の資料収集・蔵書構築の基盤であるだけでなく、国際交流と異文化理解にも大きく寄与していると言えるのである。

【図表 3】平成 19 年資料収集の手段別割合



出所：『納本される出版物とその納入率』より引用

【図表 4】受入資料の収集手段別件数の推移

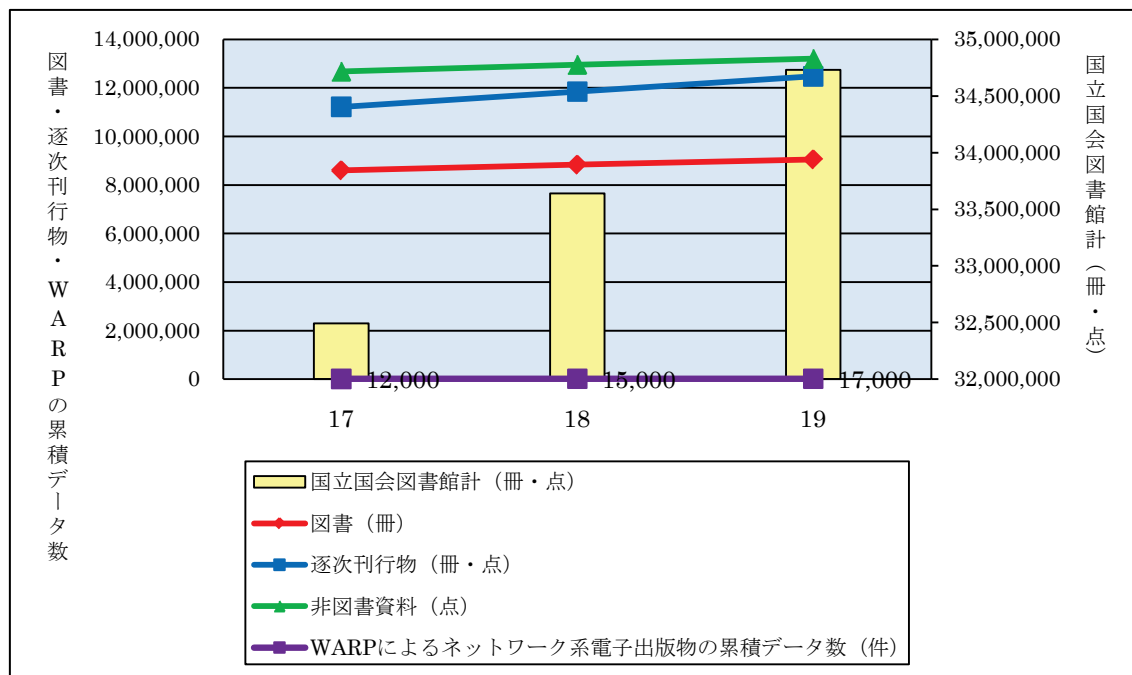


出所：『国立国会図書館月報 566 号』（国立国会図書館編，2008 年 5 月）より引用

2007 年度（平成 19 年度）末現在で、国立国会図書館の所蔵する第一種資料数は、図書が約 905 万冊、逐次刊行物（雑誌・新聞）が約 1,247 万点、非図書資料（マイクロ資料、CD・DVD など）が約 1,320 万点であり、合計約 3,473 万点である（図表 5 参照）。

図書や逐次刊行物と比較して、非図書資料が最も多く、今後も、CD・DVD などの非図書資料や、インターネットや電子ジャーナルに代表されるネットワーク系電子出版物など、紙媒体以外の資料の増加が続くことが予想される。但し、現在も、図書・逐次刊行物が、国立国会図書館の所蔵資料数全体の六割以上を占めており、伝統的な紙媒体の図書館資料が直ぐに無くなるということは考えられない。

【図表 5】平成 17～19 年度 所蔵資料数の推移



項目／年度	17	18	19
図書 (冊)	8,598,798	8,833,407	9,052,998
逐次刊行物 (冊・点)	11,217,918	11,848,762	12,474,489
非図書資料 (点)	12,674,955	12,957,816	13,203,416
国立国会図書館計 (冊・点)	32,491,671	33,639,985	34,730,903
WARP の累積データ数 (件)	12,000	15,000	17,000

出所：『国立国会図書館年報』（国立国会図書館総務部編，2005 年度～2007 年度版）及び『平成 19 年度重点目標評価』より筆者作成

(4) 2005 年（平成 17 年）国内出版物納入率

次に、2005 年（平成 17 年）の国内出版物納入率を確認したい。

第一に、国の諸機関の出版物に関しては、政府刊行物として販売されているものは、約九割が納入されている（図表 6 参照）。しかしながら、審議会、調査会などの答申・審議資料や、民間調査研究機関に委託して作成した報告書など、「部内資料」の納入率が低い。

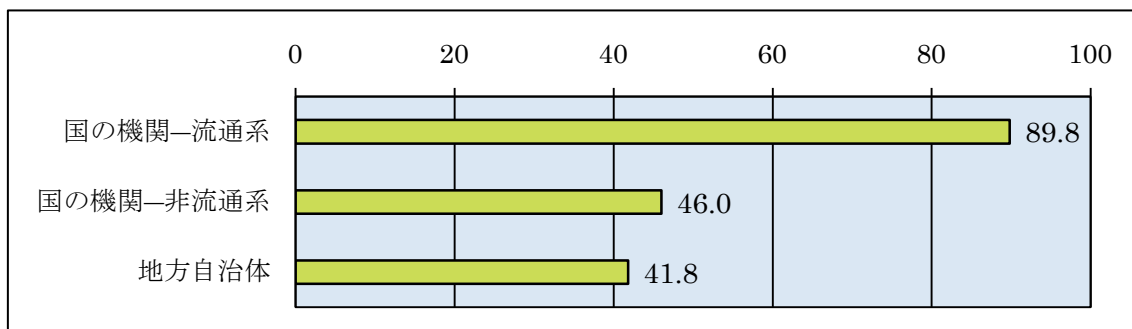
第二に、政府刊行物とは対照的に、地方自治体刊行物の納入率は五割を切っている。地方自治体刊行物納入率の内訳に着目すると、最も高い自治体では 94%、最も低い自治体では 9%であり、非常に大きな差があった¹⁰。

第三に、民間出版物の納入率については、非市販図書が七割以下、音楽・映像資料が四割以下であり、国立国会図書館の企図する日本の知的活動の所産の網羅的な収集は、難しい現状にある（図表 7 参照）。

国立国会図書館では数年前から、専門図書館の一層の整備充実を目指し、特に社史の蔵書を充実させるため、積極的に納入を依頼し、国立国会図書館ホームページの中に「社史・団体史等ご刊行に際してのお願い」という専用のページを設けている。しかしながら、社史以外の公表可能な企業広報誌や調査研究報告書などの納入率に関しては、未だ十分な成果を上げているとは言い難い現況にあるという¹¹⁾。

【図表 6】平成 17 年官庁出版物納入率

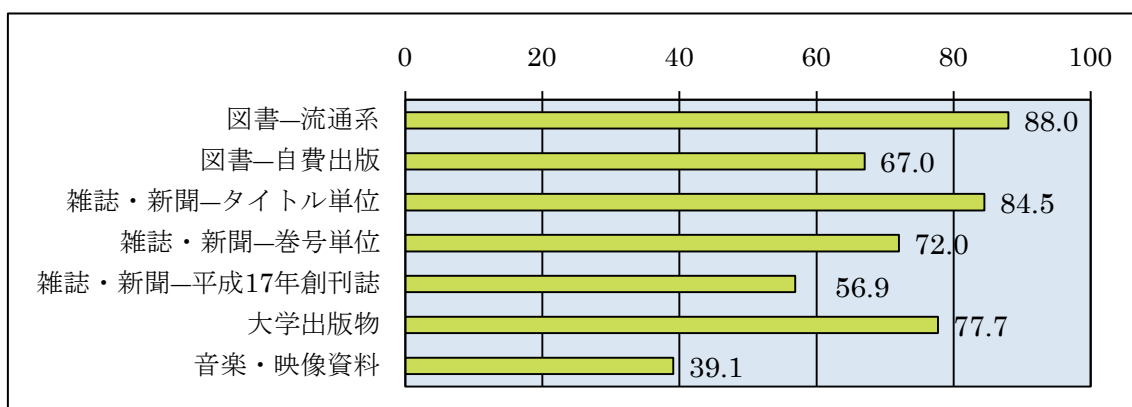
単位：％



* 「政府系機関—流通系」は『政府刊行物等総合目録』（全国官報販売協同組合発行）から、「政府系機関—非流通系」は『政府資料アブストラクト』（政府資料等普及調査会発行）から、「地方自治体」は都道府県及び政令指定都市立の行政情報センター又は県立/市立図書館の目録からのサンプル調査。

【図表 7】平成 17 年民間出版物納入率

単位：％



* 「民間出版物」は日本出版販売、トーハン、大阪屋及び地方・小出版流通センターの出版情報からのサンプル調査。調査対象は 2005 年刊行分。（平成 19 年 10 月～12 月調査）

出所：図表 6-7『国立国会図書館月報 566 号』（国立国会図書館編, 2008 年 5 月）及び『国立国会図書館年報』（国立国会図書館総務部編, 2007 年度）より引用

(5) 「納本漏れ」の要因

以上のように、出版物納入率が低水準に止まっている要因としては、① 地方自治体、民間出版社などへの納本制度の広報・周知が不徹底であり、納本制度自体を知らない自治体職員や出版者が多いこと、② 諸外国の納本制度と比較し政府刊行物の納本義務部数が多く、過重な負担であること、③ 国立国会図書館法第24条以下の根拠規定が曖昧であること¹²、④ 国会図書館と他の納入機関（支部図書館など）の役割分担が法的に整備されていないこと、⑤ 戦前の強権的な検閲制度への反省などから「過料規定」が一度も適用されなかったこと、⑥ 著作権証明とは別個の制度であり、「納本」に付随するインセンティブが希薄であること、⑦ 地方自治体出版物、民間自費出版物、インディーズ系音楽・映像資料などの出版情報の把握自体が困難であること、などが挙げられる。

中でも、納本制度自体を知らない人が依然として多いことは大きな問題である。筑摩書房の菊池明郎社長も、座談会「出版文化と納本制度について考える」（2008年5月24日開催）の中で、「私の記憶では、出版社での新人教育において、国立国会図書館法がどうか、納本の義務がどうか、先輩方から教わった記憶はない」と発言しているが、同座談会で田屋裕之収集書誌部長が「われわれの取組みが十分でないこと、また、納本制度の周知に一層の努力が必要であることは認識している」と認めている¹³ように、納入率を向上させるための国立国会図書館からの積極的な働きかけが不足していた面もある。

『平成20年度 国立国会図書館ホームページ利用者アンケート調査』を見ても、「国内出版物の収集のために、納本制度を設けていること」を「聞いたことはある人」、「全く知らない人」が三割以上となっている（図表8参照）。まず、納本制度の広報・周知を徹底させなければ、今後の納入率の向上は困難である。

【図表8】納本制度の認知度

単位：人、%

	よく知っている	聞いたことはある	全く知らない	無回答
納本制度を設けて	601	210	87	26
いること	65	23	9	3

〔調査期間〕平成20年7月15日～9月30日〔回答総数〕924名

出所：『平成20年度 国立国会図書館ホームページ利用者アンケート調査』より引用

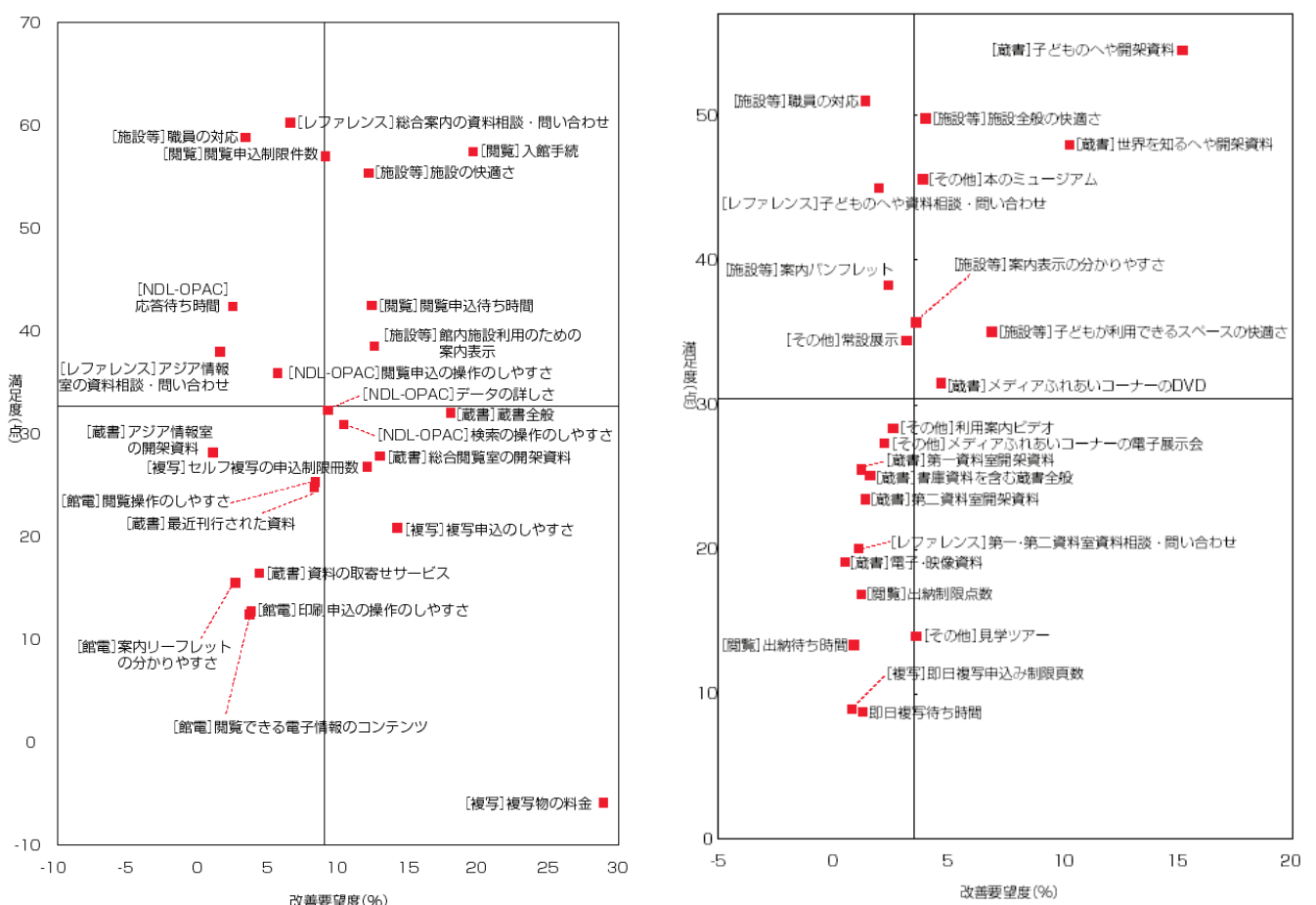
（6）来館利用者から見た国立国会図書館

もう一つ、『平成19年度国立国会図書館利用者（来館者）アンケート調査』の結果に関しても検討しておきたい。利用者は「会社員・公務員」と「学生・大学院生」が多く、来館目的は「学術・研究（論文作成等）」及び「一般調査・趣味・教養」が主であった。国

際こども図書館の来館者を見ても、「施設の見学」や「展示会」以外に「子どもの読書に関する準備・調べ物」という目的が多く、所蔵資料を閲覧・複写して専門的に活用する来館者がほとんどである。

次に、「満足度・改善要望度」に着目すると、施設や職員対応、検索システム等の満足度は高いが、他方で、蔵書に関する満足度が、特に関西館と国際こども図書館で低い。関西館では「【蔵書】蔵書全般」、「【蔵書】最近刊行された資料」といった項目、国際こども図書館では「【蔵書】書庫資料を含む蔵書全般」、「【蔵書】メディアふれあいコーナーのDVD」、「【蔵書】電子・映像資料」といった項目の「満足度」が低く、「改善要望度」の高い項目として挙げられている（図表9参照）。CD・DVDなどのパッケージ系電子出版物を含めた蔵書全般の納入率の向上と「納本漏れ」の改善は、資料収集の質や範囲を問う蔵書評価の問題と共に、現在の国立国会図書館において、重大な政策課題として位置付けられる。

【図表9】 関西館・国際こども図書館 満足度・改善要望度分析



* 「満足度」は、「満足」＝100点、「やや満足」＝50点、「やや不満足」＝-50点、「不満足」＝-100点、「無回答」「利用していない」＝0点を配点し、これに各項目の回答割合を掛けて算出

* 「改善要望度」は、全回答者のうち「各項目の改善を要望する」とした回答者の割合

* X軸、Y軸の区切り線は、全項目の平均値

出所：『国立国会図書館月報 562 号』（国立国会図書館編，2008 年 1 月）より引用

3. 国立国会図書館における対策の現状

(1) 国立国会図書館の対策

本章では、具体的政策提言に入る前に、国立国会図書館における「納本漏れ」に対する対策の現状を確認しておきたい。

国立国会図書館は現在、出版物の納入率向上に向けて、様々な側面から真摯な努力を続けている。2008 年度（平成 20 年度）は、納本制度が施行されて以来、六十年に当たる年度であったが、国立国会図書館はこれを記念し、毎年 5 月 25 日を「納本制度の日」と定めた。国立国会図書館は、この「納本制度の日」を中心として、納本制度のさらなる普及を目指し、諸種の広報活動を積極的に行っている（図表 10、11 参照）¹⁴。2008 年 4 月に「収集部」と「書誌部」が統合され「収集書誌部」が設置されるなど、資料収集の強化のための組織改編も実施された¹⁵。

【図表 10】平成 20 年度国立国会図書館重点目標（抜粋）

(2) 日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存します。

●収集した資料を適切に保存し、永続的なアクセスを保証します。

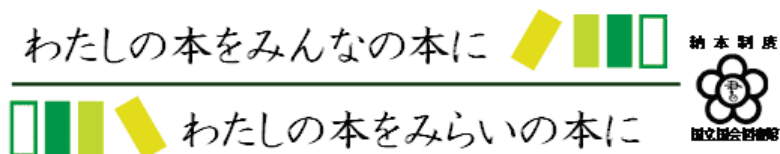
資料の予防的保存対策として、マイクロ化・デジタル化などを検討・実施します。また、近い将来予測されている書庫の満杯に備えて、準備を進めます。

●インターネット情報をはじめ、電子情報の蓄積・保存・提供を推進します。

日本国内で発信されたインターネット情報について、制度的収集に対する社会的理解が得られるよう努めるとともに、WARP（インターネット情報選択的蓄積事業）に基づく収集を強化します。また、平成 21 年度の提供を目指し、インターネット情報の効率的収集、長期保存を実現するデジタルアーカイブシステムを構築します。（傍線筆者）

出所：国立国会図書館ホームページ「平成 20 年度 重点目標と評価」より引用

【図表 11】納本制度普及マーク シンボルマーク・標語



* 「わたしの本をみんなの本に／わたしの本をみらいの本に」という標語は、納入出版物を広く利用に供するとともに、日本の知的・文化的財産として後世に伝えていく、という納本の意義を示したものの。

出所：国立国会図書館ホームページ「資料収集・保存：納本制度」より引用

(2) 納本制度審議会と日本におけるネットワーク系電子出版物の収集

そして、現代の電子情報化社会において急増している出版物として、インターネットや電子ジャーナルなどのネットワーク系電子出版物があり、このネットワーク系電子出版物を納本制度の収集対象とするか否かが、今後の国立国会図書館納本制度の最も重要な論点である。

納本制度の制度設計に関して議論を行う「納本制度審議会」は、「納本制度の改善及びその適正な運用に資すること」を目的とし、1999年（平成11年）4月に設置された¹⁶。近年の納本制度審議会は、ネットワーク系電子出版物の収集に関する議論が主である。

ネットワーク系電子出版物の収集については、まず、納本制度審議会の前身組織である「納本制度調査会」の答申（平成11年2月22日）において、「現時点においてはこれら〔ネットワーク系電子出版物〕を納入の対象とはせず、国立国会図書館が契約により積極的な選択収集に努めること」¹⁷との決定が下された。

その後、第6回の納本制度審議会（平成14年3月1日開催）において、国立国会図書館長から「日本国内で発行されるネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについて」の諮問が、改めて行われた。この時に、「納本制度に組み入れられない場合の収集すべきネットワーク系電子出版物の範囲とその収集方法」が調査審議事項として提起された。納本制度審議会は、これらの諮問事項を調査審議するため、「ネットワーク系電子出版物小委員会」を設置し、検討を重ねたが、最終的には、第12回納本制度審議会（平成16年12月9日開催）における『答申——ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について』の中で、「納本制度にネットワーク系電子出版物を組み入れることは、納本制度の根幹的要素に照らし困難な問題が生じる等の理由により、〔ネットワーク系電子出版物の〕収集は別の制度による必要がある。」と決定された。

【図表 12】 ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の骨子

① 収集範囲
館の任務である国会議員の職務遂行の補佐等のために必要な公表されたネットワーク系電子出版物を収集し、内容による選別をしない。
② 収集方法
言論の萎縮のおそれに配慮し、事前公告により一定期間の固定拒否の申出を認め、固定拒否の申出のないネットワーク系を館による複製又は発信者からの送信により収集すること。
③ 著作権の問題

収集のために複製権を法律により制限することが不可欠。また、利用時の複製、公衆送信等の権利についても法律による制限が必要な場合が多い。

④ 損失補償

従来の出版物と同様な利用態様（館内閲覧、プリントアウト提供等）にとどまれば憲法上の損失補償は不要。損失（得られたであろう利益）は、無償アクセスのネットワーク系電子出版物については生じない。

出所：『答申——ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について』（納本制度審議会, 2004 年 12 月）より引用

そして、前述した通り、現在、ネットワーク系電子出版物の収集に関しては、納本制度とは別制度である「インターネット情報選択的蓄積事業（WARP）」によって、選択的収集が行われている（図表 13 参照）¹⁸。

WARP の問題点としては、二点指摘できる。第一に、WARP が、納本制度と同様に永久保存を保証していないことである。例えば、従来の冊子体から完全にウェブ版に移行した雑誌などについては、現在の納本制度下では永久保存が保証されないことになり、現行納本制度下における（形式的な）納入率には直接的な影響は現れないものの、実際には、利用不可能な資料が増加している恐れがある。第二に、WARP が、納本制度と同様に網羅的収集を実施していないことである。具体的には、私人、民間企業や短期大学などのネットワーク系電子出版物の収集は行われていないため、実質的な出版物納入率は低下している。

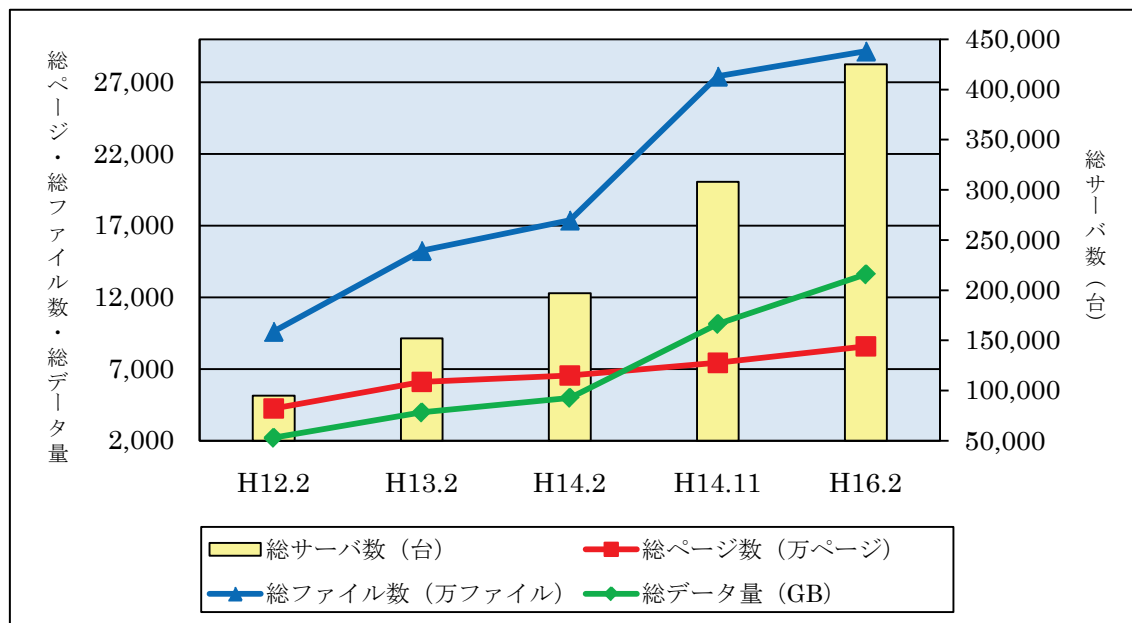
【図表 13】WARP の収集対象となるネットワーク系電子出版物

資源タイプ	コレクション	内容
サイト	国の機関	立法、行政（中央省庁）、司法各機関のホームページ
	都道府県	都道府県のホームページ
	政令指定都市	政令指定都市のホームページ
	市町村合併	合併前の自治体、法定合併協議会及び合併後に誕生した新しい自治体のホームページ
	法人・機構	独立行政法人、特殊法人（特殊会社を含む）及び特別に法律により設立される民間法人及び認可法人のホームページ
	大学	大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（短期大学を除く）及び大学共同利用機関法人のホームページ（傍線筆者）
	イベント	国際的・文化的イベントのホームページ
	その他	上記以外のホームページ

	(現在、このコレクションに含まれるコンテンツは無い)
電子雑誌	インターネット上で無料公開され、同一のタイトルのもとに、終期を予定せず、巻次・年月次等の表示を伴って、継続的に発行される電子雑誌

出所：国立国会図書館ホームページ「WARP—本事業の紹介」より引用

【図表 14】日本のインターネットコンテンツ量の推移



項目／年度	H12.2	H13.2	H14.2	H14.11	H16.2
総サーバ数 (台)	95,000	152,000	197,000	308,000	425,000
総ページ数 (万ページ)	4,255	6,107	6,558	7,438	8,590
総ファイル数(万ファイル)	9,626	15,260	17,388	27,421	29,173
総データ量 (GB)	2,214	3,979	5,001	10,150	13,609

出所：『インターネット概観統計集（平成 18 年改訂）』（総務省情報通信政策研究所，2007 年 3 月）より筆者作成

4. 目指すべき納本制度改革の方向性と具体的政策提言

(1) 対処方針案の検討

以上のように、納本制度が果たすべき「あらゆる種類の図書館資料について収集・保管する」という国家の文化保存の目的や、国民と議員の調査研究、国際交流などといった重要な役割から、やはり「納本漏れ」は大きな問題である。

国立国会図書館が標榜する「政府刊行物が、国会議員・国民が利用できるように確実に納入される」という目的からは、地方自治体刊行物の納入率の低さは問題であり、「民間出

出版物がすべて納入され、日本の文化財として蓄積保存される」という目的や、アンケート調査による来館者の要望を鑑みると、近年刊行された出版物や音楽・映像資料の納入率の低さが問題であることがわかった。

さらに近年は、ネットワーク系電子出版物が急増しているものの、日本の現行納本制度下でネットワーク系電子出版物の網羅的収集は行われていないため、従来の冊子体から完全にウェブ版に移行した出版物などは永久保存が保証されず、実質的な出版物納入率は低下している。以上の考察の結果を踏まえ、本章では、国立国会図書館納本制度の今後の制度設計として、下記の案を検討・提言したい（図表 15 参照）。

【図表 15】目指すべき納本制度改革の方向性

【A 案】 現状改善案	今後の制度設計として、基本的には現行の納本制度を運用していく。 具体的には、① 広報充実、② 過料の賦課¹⁹、③ 各支部図書館・地方公立図書館との連携強化などを実施し、現行法制の枠組み内での事務改善による納入率向上を目指す。
【B 案】 制度改革案	今後の制度設計として、国立国会図書館法の一部改正を行い、法的義務付けの強化による納入率向上を目指す。 具体的には、① 納本部数規定の緩和・一律化、② 民間出版物の無償納本の義務化、③ 著作権とのリンク、④ 電子情報による「納本」許可（納本方法の拡大）などを実施し、納入率向上を目指す積極的改革を検討する。
【C 案】 制度改革案	今後の制度設計として、国立国会図書館法の一部改正を行い、今後のネットワーク系電子出版物の増加を見据え、実質的納入率向上を目指す。 具体的には、ネットワーク系電子出版物の納本制度による収集を実施し、実質的納入率向上を目指す積極的改革を検討する。

出所：筆者作成

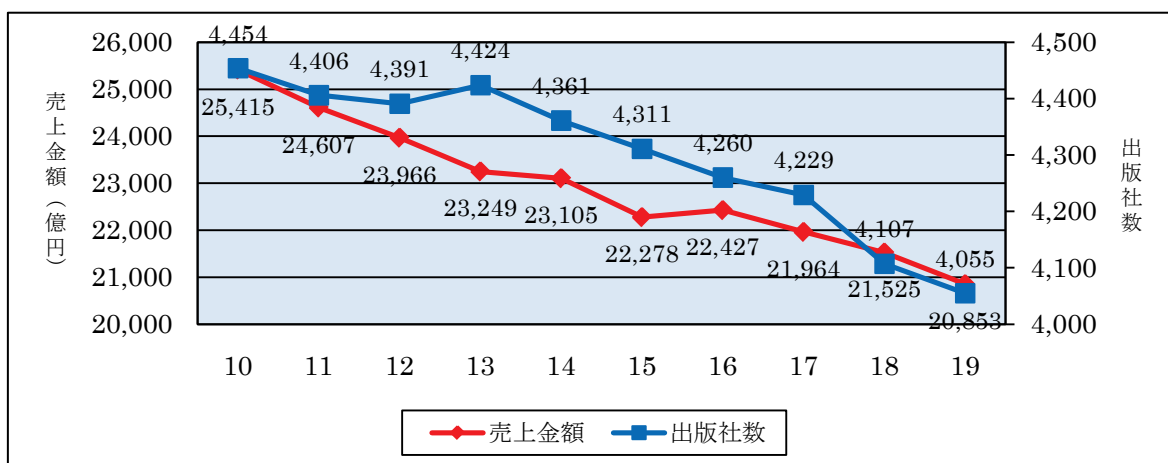
まず、A 案は、現行納本制度の枠組内で、納入率向上を図るための事務改善を図るものである。次に、B 案は、国立国会図書館法を一部改正し、法的義務付けの強化による納入率向上を企図するものである。そして、C 案は、今後のネットワーク系電子出版物の増加を考慮し、実質的な納入率を確保すべく、ネットワーク系電子出版物に関しても納本制度に基づき網羅的収集を行うという、A 案～C 案の中で最も積極的な納本制度改革案である。

B 案の中で、納入率の向上が期待できる具体的政策として、国立国会図書館法を改正し、民間出版物の無償納本を義務付けることが挙げられる。諸外国の納本制度においても、フランス、アメリカ、イギリスなど、無償納入が原則とされている国が多く存在するが、日本の苦しい出版事情を鑑みると（図表 16 参照）、民間出版社の反発を招く恐れがあり、現在、民間出版物の無償納本化の政策の実現可能性は低いと考える。納本制度の広報・周知

活動を強化し、現状改善を進めていくA案の方向性が、現実的な判断としては妥当、適切であるとする²⁰。

但し、B案に基づく具体的政策提言案の中で、納本義務部数規定の緩和・一律化に関しては、従来から過重な負担が批判されてきた争点であり、国・地方自治体の賛同を得られると考える。納本義務部数の緩和に加え、一律化を図ることにより、義務部数の混乱による「納本誤り」も回避でき、一層の事務負担軽減が期待できると考える。

【図表 16】平成 10～19 年度 書籍・雑誌販売金額及び出版社数の推移



出所：『書籍・雑誌の流通・取引慣行の現状』（公正取引委員会、2008 年 6 月）より筆者作成

最後に、本稿の主眼である C 案について検討したい。

第三章でWARPの問題点を指摘したが、WARP では、ウェブサイトの管理主体に個別に許諾を得て収集を順次実施していくため、国立国会図書館自身も、WARPによる収集の現状が「包括的な収集には程遠い」ことを認めている²¹。確かに、法人以外の、個人のネットワーク系電子出版物の収集に関しては、「言論の委縮の恐れ」に配慮する必要や、違法・不適切な情報が多いことから、一定の制限がなされるべきである。しかしながら、① 政府が電子自治体の一層の推進を企図していること²²、② 納本制度の目的が国の出版物の網羅的な収集・保存にあること、③ 立法補佐業務や国民への図書館サービスの向上のために、ネットワーク系電子出版物の収集によって実質的納入率を確保する必要があること、④ ネットワーク系電子出版物の収集と電子図書館化によって所蔵スペースを大幅に節約できること、⑤ 諸外国では、民間ネットワーク系電子出版物を含むネットワーク系電子出版物全般を納本制度によって収集している国が多い（図表 17 参照）ことなどを勘案すると、今後は、ネットワーク系電子出版物に関しても、納本制度による収集を検討すべきである²³。まず、国や地方公共団体などの公的機関のネットワーク系電子出版物については、納本制度に組入れて網羅的な収集を目指すべきである。そして、民間ネットワーク系電子出版物については、収集の質と範囲の問題を入念に検討し、法人、特に民間の調査研究機関など

の電子出版物や報告書の収集から段階的に実施していくべきであるとする²⁴。

【図表 17】 諸外国におけるネットワーク系電子出版物の納本制度への組入れ

項目／国名	ノルウェー	フランス	ドイツ
[納入対象] (1) 出版物の定義 (2) ネットワーク系電子出版物の納本制度への組入れの有無	(1) 公衆が利用可能な以下の資料。 紙、紙類似の媒体、マイクロ資料及び写真は 7 部。 録音物、映画、映像資料及び電子資料は 2 部。 放送資料は 1 部。 外国製作の資料は、国内出版社が製作した場合又は国内向け版がある場合、納入義務が生じる（法 4 条 2 項）。 (2) 「静的・動的電子文書」を含み、オンライン出版物も納入対象となる（法 3、4 条）。ノルウェーが先駆。 <u>「オンライン通信手段で利用可能な電子文書は 2 部納本」と規定。ウェブサイトも対象とし、アーカイビング・トータルシステムによるバルク収集を実施している²⁵。</u>	(1) 「印刷、図画、写真、音、視聴覚（放送番組含む）、マルチメディア資料で、製作、出版、頒布の技術手段に関わらず、有形媒体の頒布により、公衆が自由に利用できる状態に置かれると同時に、法定納入と呼ばれる義務的納入の対象となる」（法 1 条 1 項）。 発行者 2 部、印刷者 1 部（2006 年）。 (2) 媒体の性質に関わりなく、ソフトウェア、エキスパート・システム及び人工知能に関するその他の製品（法 1 条 2 項）。納入選択基準を公示。<u>パッケージ系電子出版物及びインターネット情報資源も法定納入の対象とする（2006 年 8 月）。</u>	(1) 「印刷物とは複製の方法により制作され頒布のために予定された文字、画像、音声によるすべての表現」（法 3 条）。 映画、ビデオ及び放送番組は法定納入の対象外。 企業の内部資料等も送付義務なし（法 3 条 2 項）。 公的内容の印刷物（政府刊行物・政府資料）は送付義務なし（法 18 条 3 項）。 (2) 「印刷物」の定義には、有形形態で頒布される電子的及びその他の非印刷物を含むと解釈される。 <u>オンライン出版物及びインターネット情報資源についても法定納入の対象とする（2006 年 6 月）。</u>
	アメリカ	イギリス	カナダ
	(1) 公表された著作権の成立する作品の複製物（法 407 条）。文芸、音楽、演劇、彫刻、映画、録音物及び設計図等（法 102 条 a 項、101 条、103 条 a 項）。 適用除外の詳細規定あり（CFR202.19 条 c 項）。 ・最良版の完全なものを 2 部納入（法 407 条 a 項(1)号）。 (2) 機械可読著作物と CD-ROM を含む非印刷資料（CFR202.19 条）。 <u>米国連邦議会図書館は、関連機関と連携し「全米デジタル情報基盤整備・保存プログラム（NDIIPP）」を開始（2000 年）。約 37,000 サイトのウェブサイト（*例えば、2000 年大統領選挙、2001 年 9 月 11 日同時多発テロに関するウェブサイト等）の選択的収集と公開を実施している。</u>	(1) 英国内で出版されるあらゆる書籍（book）（著作権法 15 条(1)）。最良版を 1 部納入。 書籍、学術誌、雑誌、パンフレット、設計図、地図及び楽譜（著作権法 15 条(7)）。 追加、改編があれば、（再度）納入が必要となる。 音声のみの資料や映画フィルムは含まれない。 (2) 『2003 年法定納本図書館法』の制定により、<u>インターネットを通じてアクセスできる出版物（電子ジャーナル等）、ウェブサイト、紙以外の媒体の出版物（マイクロフィルム等）、携帯型電子出版物（CD-ROM、DVD 等）等が法定納入の対象となった（2003 年 10 月 30 日）。</u> <u>『2008 年から 2011 年までの 3 か年に関する新たな戦略』（2008 年 10 月 15 日）が公表され、「公になっているウェブサイトや電子出版物を収集・所蔵・保存するための場を準備する」などといった重点戦略が掲げられている²⁶。</u>	(1) 「出版物とは、（中略）複数の部数又は複数の場所で利用に供する図書館資料をいう。出版物は、印刷物、オンライン出版物及び録音・映像資料を含むあらゆる媒体及び形態で利用に供される」（2004 年法 2 条）。 印刷物は 2 部（2004 年法 10 条）。 録音・映像資料は 1 部（2004 年法 11 条）。 (2) 「図書館文書館長は、（中略）インターネット又は類似の媒体を通じて公衆が無制限にアクセスできるカナダ関係の文書資料の代表標本を、（中略）採取することができる。」（2004 年法 8 条 2 項）。 <u>2007 年 1 月 1 日より法定納本制度が改正され、出版者に対し、オンライン電子出版物をカナダ図書館・公文書館に納本することが義務付けられた。</u> オンライン電子出版物には、タイトル、著者、出版日を特定できるものであり、書籍、雑誌、年鑑、リサーチペーパー及び学術雑誌などが含まれる。

出所：『図書館研究シリーズ No.34 納本制度と電子出版物への対応』、原秀成『電子時代の出版物納入制度——情報の自由な流れにむけて』及び諸外国の法定納本制度に関する研究論文（本稿末尾の一覧を参照）等より筆者作成

(2) 具体的政策提言

本節では、先に挙げた A 案～C 案の方向性に従って、出版物納入率の改善に向けての具体的政策提言を行いたい。納入率向上の基本としての A 案の現状改善案を推進しつつ、B 案の電子情報による「納本」許可や、C 案のネットワーク系電子出版物の納本制度に基づく収集を検討し、最終的には、電子情報化時代に応じた複合的、重層的な納本制度改革を実現させるための政策提言を行うことが、本稿の眼目である。

① 広報強化方針の徹底【A 案】

2008 年度（平成 20 年度）に、公益法人に対する納本制度の周知を強化した結果、新たに 4,300 タイトルが納入された²⁷。今後も、国の諸機関・独立行政法人や、地方自治体の広報部門・議会に対し、納本制度のパンフレット『よくわかる納本制度』、『納本のお願い——地方公共団体・大学等の出版物』（2008 年 6 月発行）などを送付すると共に、毎年度当初に必ず納本の依頼を行い、現状の「広報強化方針」を一層徹底させることが必要である。

また、音楽・映像資料の納入率向上を図るため、インディーズ系の関係団体などに対しても、パンフレット送付、個別訪問、説明会を通じ、納本制度の広報周知に努めることが肝要である。なお、2008 年 5 月には NHK のニュースで納本制度に関する報道特集が行われた²⁸が、テレビ、新聞などの報道メディアで納本制度を取り上げてもらい、国民に関心を持っていただけるよう、より積極的に働きかけることも大切である。

② 各支部図書館・地方公立図書館との連携強化【A 案】

以前より納入率の低さが指摘されてきた展覧会・展示会の図録類や、地域の郷土史など、国立国会図書館で発刊自体を把握することが難しい地方の自費出版物に関しては、都道府県や市町村の公立図書館から出版情報を随時提供してもらい、国立国会図書館から未収資料を定期的に納入依頼する手法が最も確実であると考え²⁹。

北海道、京都府、岡山県などのように、都道府県の行政情報処理機関（県政情報室）に納入窓口を一本化する方法も、納入率向上のために有効な手法である³⁰。

そして、審議会、調査会の答申・審議資料などといった「部内資料」の納入率向上のためには、支部図書館とのさらなる協力連携が不可欠である。支部図書館の基本的使命は、「その支部図書館が所属している府省庁・裁判所の職員に対し、閲覧、貸出及びレファレンス等の図書館サービスを提供することを通じて業務遂行を支援すること」であるが、各省庁出版物の刊行や広報などの事務を集中的に担う専門組織が整備されていないという実

情があった³¹。今後は、支部図書館サイドも、納入窓口としての機能を果たすだけでなく、年度毎に実態調査を行うなど、自省庁刊行物の全容を率先的に把握することが求められるであろう。

③ 納本義務部数の緩和・一律化【B案】

国立国会図書館法に定められている納本義務部数の規定を緩和する。国の諸機関に義務付けられている納本部数は「5～30部」と負担が大きく、立法・行政・司法の部門と出版物の種類によって納本部数が異なるため、現行制度で定められている最小限の「5部」に義務部数を緩和・統一する³²。国際交換に要する部数を鑑みても、諸外国ではネットワーク系電子出版物を納本制度内に位置付けて網羅的収集を実施している国が多く、電子情報による送信（新たな形態の国際交換）が今後は増加すると思われる³³。

また、地方自治体、独立行政法人に関しても、都道府県・政令指定都市や市町村で義務部数が異なるため、「市の諸機関」の「3部」に義務部数を緩和・統一し、納入率向上と負担軽減を図る。現在、国・地方自治体共に、逼迫する財政状況下において、印刷製本費の圧縮に対処するため、印刷刊行部数の削減を余儀なくされているケースが増加しており、納本義務部数の緩和に対する賛同は得られると考える。

④ 民間出版物無償納本の法定義務化【B案】

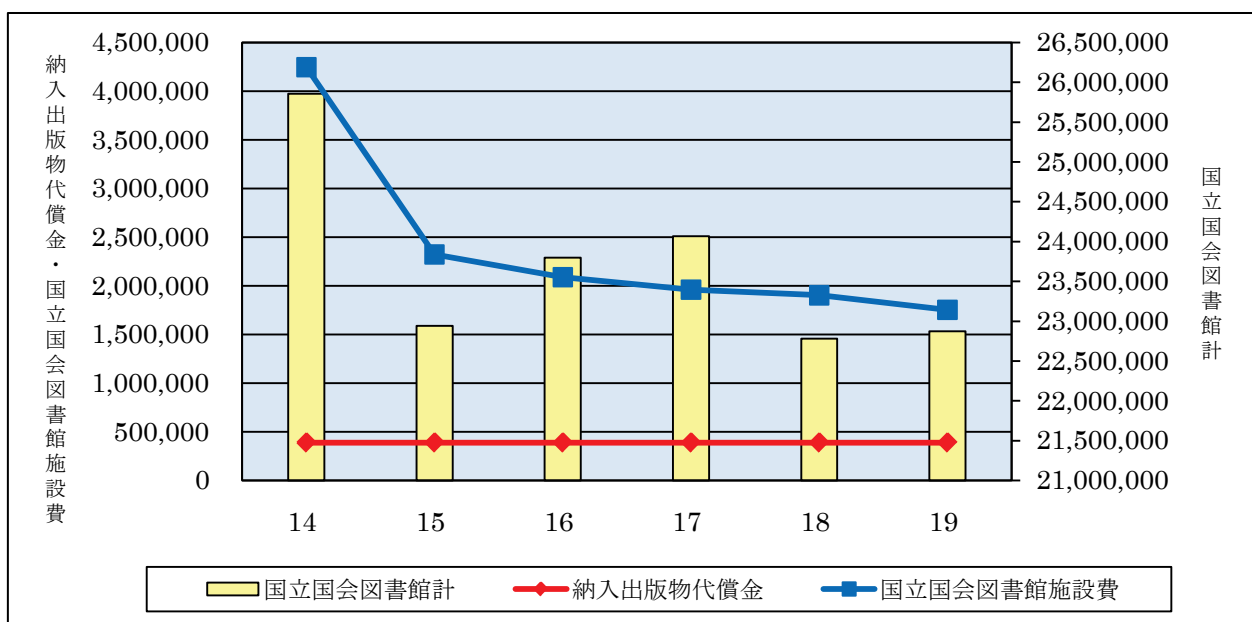
日本で民間出版物を納入する際は、通常小売価格の五割程度と郵送料金に相当する金額を代償金として支払っているが、諸外国の納本制度を調査すると、フランス、ドイツ、カナダなど、民間出版物に関しても無償納本を義務付けている国が多い³⁴。

とりわけ、納本と著作権証明を一体化させているアメリカの納本制度は、出版者にとってメリットが少ない日本独自の「納入出版物代償金交付制度」と比較して、出版者の納本へのインセンティブを高めるための有効な方法である³⁵。日本でも「特別犠牲説」の視座から、納本に対する補償は不要とする見解がある³⁶。

しかし、日本の苦しい出版事情を鑑みると、無償納本の法定義務化は民間出版社の強い反発を招く恐れがあり、現在、政策の実現可能性は低いと考える。

因みに、国立国会図書館の「納入出版物代償金」の予算は年間約3億9,000万円であるが、2007年度（平成19年度）の「国立国会図書館施設費」と比較すると四分の一以下にとどまっている（図表18参照）。よって、民間出版物無償納本の法定義務化は、納入率向上のために効果的な政策ではあるが、所蔵スペース節約と膨大な施設費抑制に寄与し得る納本義務部数の緩和・一律化の方が、コスト削減の立場からも有効な政策案であると考えられる。

【図表 18】平成 14～19 年度 納入出版物代償金及び施設費の推移



単位：千円

項目／年度	14	15	16	17	18	19
納入出版物代償金	390,249	390,249	390,249	390,249	390,249	390,249
国立国会図書館施設費	4,246,942	2,321,811	2,089,817	1,961,294	1,903,233	1,752,398
国立国会図書館計	25,857,895	22,940,662	23,799,140	24,068,615	22,782,635	22,872,664

出所：『国立国会図書館年報』（国立国会図書館総務部編，2002 年度～2007 年度版）より筆者作成

⑤ 電子情報による「納本」許可（納本方法の拡大）【B 案】

官庁出版物で電子化されている出版物に関しては、メール送信などによる「納本」を許可し、納本方法の拡大による納入率向上を目指す。電子情報によって「納本」された官庁出版物は、現行納本制度に基づき納入された冊子体と同様に扱うものとし、収集データは、利用者による検索用とバックアップ用に磁気テープなどへ保存する。保存技術や膨大な維持管理コストの問題などが残るが、官庁出版物の電子情報での「納本」許可により、所蔵スペース確保が喫緊の課題となっている国立国会図書館の施設整備費、維持管理費の削減が期待できる。

但し、電子化された行政資料の収集に関しては、所謂「二重行政」に陥らないよう、国立公文書館との役割分担を明確にする必要がある。『市勢概要』や『教育要覧』といった定期刊行物に関しては、冊子体そのまま電子化されたものであり、情報が固定化されているため、納本制度に位置付けることに問題は無いと考える。

加えて、電子情報での「納本」許可に際しては、「情報弱者」への配慮が不可欠となる。ユニバーサルデザインの観点から、高齢者や障がい者の方が、電子化された行政資料を公平・平等に利用できる環境の整備が必要であり、ホームページ・電子資料の音声読み上げソフトの設置や、活字媒体で出版物を読めない方のため著作権者が出版段階で録音図書・拡大写本の許可を宣言する「EYEマーク」(音声訳推進協議会)、「自由利用マーク」(文化庁)の普及などに努力しなければならない(図表 19 参照)³⁷。

【図表 19】 EYE マーク・自由利用マーク



出所：文化庁ホームページ「著作権制度に関する情報」より引用

また、過去の官庁出版物で電子化されているものに関しても、メール送信などによる「納本」を奨励し、国立国会図書館の電子図書館上で公開する。

電子図書館のメリットとしては、① 貴重資料の保存と有効活用が可能となることによって貴重資料の「死蔵」を回避できる点、② 保管スペースを大幅に節約することができる点、③ 時間的・地理的な制約に縛られず、複数者の資料の同時利用が可能となる点、④ 新たな「読書」形態やサービス提供の可能性が開かれる点など、様々なメリットが挙げられる³⁸。

⑥ ネットワーク系電子出版物の納本制度による収集【C 案】

既に、公的機関のネットワーク系電子出版物に関しては、WARPで選択的収集を行っているが、現行の納本制度下では、永久保存が保証されないデメリットがあるため、公的機関のネットワーク系電子出版物を納本制度の中に位置付け、網羅的収集を実施する³⁹。『市勢概要』や『教育要覧』といった定期的な刊行物に関しては、冊子体そのまま電子化されたものであるため、納本制度に組み込むことに支障は無いと思われるが、例えば地方自治体のホームページを網羅的に収集するとした場合、どの時点のホームページを固定化された「完成版」として長期的に保存するのかという問題が生じる。

なお、現在、公的機関以外の私人や民間企業などのインターネット情報に関しては、① 特に個人サイトにおいて、承諾を得ずに複製した著作権侵害の情報、人権侵害・名誉毀損・プライバシー侵害情報及びわいせつ物などが存在していること、② 国立国会図書館が個人のサイトを含むすべてのウェブ情報を収集することの是非について多様な意見が並存して

いることなどの理由で、収集の対象外となっている⁴⁰。

以上のように、民間ネットワーク系電子出版物の収集に付随する問題は多岐にわたっている。企業や民間研究機関のネットワーク系電子出版物の収集に向けての取り組みも、国民・国会議員の調査研究のためにも今後は必要であると考えるが、個人のネットワーク系電子出版物の網羅的収集の必要性には疑問符が付く。諸外国では、ドイツ、イギリス、カナダなど、ネットワーク系電子出版物に関しても納本制度に基づき収集している国が増えている⁴¹が、民間ネットワーク系電子出版物については、収集の質と範囲について、慎重に検討する必要があると考える。

さらには、現在の納本制度において民間出版物は、出版者に対する代償金交付制度によって収集しているため、民間ネットワーク系電子出版物を納本制度に位置づけ収集する際は、民間ネットワーク系電子出版物に対する代償金算定の問題も不可避となる。

他方で、国立国会図書館は現在、東京本館と関西館の合計 1,800 万冊を収容できる既存の書庫が満架になる時期までに、関西館第二期工事を実施し書庫を増築する計画があり⁴²、国際子ども図書館についても書庫の増築を柱とする施設拡充計画が立てられているため、所蔵スペースの確保が大きな課題となっている⁴³。それ故、ネットワーク系電子出版物収集の納本制度への導入は、納本義務部数の緩和と同様に、所蔵スペースの節約（スペース・メリット）による財政改革の視座からも、非常に優れた政策案であると言えるのである。

5. おわりに——電子情報化時代に対応した納本制度改革の必要性

図書館の歴史は、人類史と共に古い。図書館は、紀元前 7 世紀、既にアッシュールバニパル王のニネヴェ図書館の存在が認められている。その後、15 世紀中葉にグーテンベルグの活版印刷技術の発明があり、図書館の蔵書も著しく増加し、今日の図書館の原型を見るに至ったが、図書館の基本的な機能は、一貫して図書の収蔵にあったとされる⁴⁴。

図書館（ライブラリー）の語源とは、収集された資料のコレクションを意味し、フランス 1 世による「モンペリエ勅令」（1537 年）にその起源を有する納本制度は、諸外国で様々な違いはあるものの、図書館資料の収集を促進させ、国の文化を保存する目的・役割では多くの国で共通している⁴⁵。

図書館は、過去の歴史や文化的遺産を収集・保存し、未来へと伝えていく大切な機能を担ってきた。図書館は、人類の知的文化を保護し、未来に文化を継承するために欠かせない機関であり、納本制度は今後も、各国の資料収集の基盤であり続けるであろう。

酒井悌氏（元国立国会図書館副館長）は、『国立国会図書館三十年史』において次のように述べている。

「法定納本制度によって国内出版物の網羅的収集をはかるとともに、購入や国際交換に

よって外国の主要な学術研究文献をも幅広く収集し、この豊富な資料資源を基盤として初めて当館の図書館奉仕が達成されるのであって、この資料資源の拡充については、今後一層の努力を必要とする。」⁴⁶

そして、アリストテレスの「すべての人間は、生まれつき、知ることを欲する」(『形而上学』第一卷第一章)という至言の通り、人間の「知る権利」を守り、学びへの意欲を支援するために、図書館は「成長する有機体 (growing organism)」(ランガナタン)として、成長・発展していかなければならない。図書館は常に社会と共にあるため、社会の様々な変容に合わせ、図書館も変化を繰り返し、その都度柔軟な対応を図る必要がある⁴⁷。

平成 21 年新年の挨拶において長尾真国立国会図書館長は、次のように述べている。今年度は、国立国会図書館納本制度の今後の制度設計の方針を見極める上で重要な年となる。

「今年〔2009（平成 21 年）〕の最も大きな課題はweb情報の収集をスムーズに行うための国立国会図書館法の改正であり、国や地方公共団体、国立大学、その他の公的機関のweb情報を対象としております。出版物のデジタル化については出版社等とよく話し合いをし、妥協点をさぐるとともに、公共図書館、大学図書館等との協力をより密なものとしながら、情報化が進展していく中でのこれからの国立国会図書館のあり方、将来の方向を明確にすべき重要な年であります。」⁴⁸

行政サービスにおける電子情報化の推進、「行政の情報化」は、現在最も重要な政策課題の一つであるが、現代の電気通信の飛躍的な発達を、国の知的財産の根幹を担う国立国会図書館が、率先的に利用しない手はない筈である。これからの国立国会図書館は、国立国会図書館法の改正をも視野に入れ、ネットワーク系電子出版物の急激な増加という、大きな、且つ、不可逆的な社会変動に対応した資料収集の方法を検討する必要がある。

結論として、ネットワーク系電子出版物の納本制度に基づく収集の開始が、電子情報化時代における国立国会図書館の納本制度改革として必要である。その第一歩として、公的機関のネットワーク系電子出版物の納本制度による収集が必要である⁴⁹。

そして、ネットワーク系電子出版物の収集と電子図書館の実現によって、国立国会図書館は、従来の「ラスト・リゾート」としての機能に加えて、電子ネットワークを利用して国民が最初に立ち寄る図書館、即ち「ファースト・リゾート」としての機能を果たすことが可能になる⁵⁰。そして最終的には、民間ネットワーク系電子出版物をも含め、我が国の文化的基盤となる知的財産及び文化的遺産を納本制度に基づいて広く収集・保存し、国民に対して提供する役割を果たすことが、21 世紀の国立国会図書館には求められる⁵¹。

〈以上〉

○主要参考文献・引用文献一覧

1. 安念潤司「演習 憲法」『法学教室 No.288』, 有斐閣, 2004 年 9 月, 104-5 ページ。
2. 伊東明『専門資料論』近畿大学通信教育部, 1999 年。
3. 国立国会図書館『インターネット情報の収集・利用に関する制度化の考え方(改訂版)』, 2005 年 6 月。
4. ———, 『創造力を生み出す新しい知識・情報基盤の構築を目指して——国立国会図書館の取組——』, 2008 年 12 月。
5. 国立国会図書館電子図書館推進会議『国立国会図書館電子図書館推進会議報告書 知識・情報・文化の新しい基盤の構築をめざして——自由で創造的な情報社会のために——』, 1998 年 2 月。
6. 国立国会図書館五十年史編纂委員会編『国立国会図書館五十年史 本編』, 1999 年。
7. 国立国会図書館編『国立国会図書館三十年史』, 1979 年。
8. ———, 『図書館研究シリーズ No.25 納本法制定のための指針』, 1985 年。
9. ———, 『図書館研究シリーズ No.32 占領期における出版物没収と図書館』, 1995 年。
10. ———, 『図書館研究シリーズ No.34 納本制度と電子出版物への対応』, 1997 年。
11. ———, 『国立国会図書館月報 545 号』, 2006 年 8 月。
12. ———, 『国立国会図書館月報 546 号』, 2006 年 9 月。
13. ———, 『国立国会図書館月報 547 号』, 2006 年 10 月。
14. ———, 『国立国会図書館月報 550 号』, 2007 年 1 月。
15. ———, 『国立国会図書館月報 562 号』, 2008 年 1 月。
16. ———, 『国立国会図書館月報 566 号』, 2008 年 5 月。
17. ———, 『国立国会図書館月報 567 号』, 2008 年 6 月。
18. ———, 『国立国会図書館月報 569・570 号』, 2008 年 8・9 月。
19. ———, 『国立国会図書館月報 574 号』, 2009 年 1 月。
20. ———, 『国立国会図書館月報 575 号』, 2009 年 2 月。
21. ———, 『国立国会図書館月報 581 号』, 2009 年 8 月。
22. 国会図書館監修・NDL 入門編集委員会編『国立国会図書館入門』三一書房, 1998 年。
23. 国立国会図書館総務部編『国立国会図書館年報』, 2002 年度～2007 年度。
24. 国立国会図書館総務部編『びぶろす——Biblos 平成 20 年 4 月号』, 2008 年 4 月。
25. 国際子ども図書館編『国際子ども図書館の窓 9 号』, 2009 年 3 月。
26. 公正取引委員会『書籍・雑誌の流通・取引慣行の現状』, 2008 年 6 月。
27. 御園慎一郎他著『電子自治体——その歩みと未来——』日本法令, 2006 年。
28. 諸橋昭夫『電子自治体へのアプローチ——行政情報化の課題を克服する 30 のステップ』

学陽書房, 2002 年。

29. 毛利和弘『図書館経営論』(改訂版) 近畿大学通信教育部, 2006 年。

30. 納本制度調査会『答申——21 世紀を展望した我が国の納本制度の在り方——電子出版物を中心に——』, 1999 年 2 月。

31. 納本制度審議会『答申——ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について』, 2004 年 12 月。

32. 越智貢編『情報倫理学入門』ナカニシヤ出版, 2004 年。

33. 初宿正典『憲法 2 基本権』成文堂, 1996 年。

34. 総務省情報通信政策研究所『インターネット概観統計集(平成 18 年改訂)——インターネットを概観する基礎的な統計項目と整備方法に関する調査研究フォローアップ——』, 2007 年 3 月。

35. 多賀谷一照『行政情報化の理論』行政管理研究センター, 2001 年。

○参考ホームページ

1. 文化庁：著作権

〈<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>〉

2. 国立国会図書館

〈<http://www.ndl.go.jp/>〉

3. 国立国会図書館 関西館：関西館の建設目的

〈<http://www.ndl.go.jp/jp/service/kansai/about/objectives.html>〉

4. 国立公文書館：業務・活動

〈<http://www.archives.go.jp/about/activity/index.html>〉

5. 国際子ども図書館：国際子ども図書館の窓

〈<http://www.kodomo.go.jp/profile/publications/mado/index.html>〉

6. 公正取引委員会：報道発表資料・平成 20 年

〈<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/20index.html>〉

7. NHK オンライン：ニュース／報道

〈<http://www3.nhk.or.jp/toppage/navi/news.html>〉

8. 総務省：電子自治体／電子自治体の推進

〈<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/index.html>〉

9. 総務省 情報通信政策研究所：調査研究報告書

〈<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/seika/houkoku.html>〉

10. 東京国立近代美術館フィルムセンター：収集・保存・復元

〈<http://www.momat.go.jp/FC/hozon.html>〉

*** また、近年の諸外国における納本制度改革の状況を調査するに当たり、主として下記の著書、論文及び雑誌を参考としました。**

1. 原秀成『電子時代の出版物納入制度——情報の自由な流れにむけて』佐藤隆司・大庭治夫・後藤嘉宏・原秀成編『官庁資料の公開——情報利用の民主化をめざして』第二巻, 学文社, 2001 年。
2. 平野美恵子「カナダ図書館文書館を設立するための法律」『外国の立法 No.222』, 2004 年 11 月, 136-52 ページ。
3. ———, 「イギリスにおける 2003 年法定納本図書館法の制定——デジタル時代への対応——」『外国の立法 No.223』, 2005 年 2 月, 95-117 ページ。
4. 金容媛「韓国の図書館関連法規の最新動向」『カレントアウェアネス No.293』, 2007 年 9 月, 4-6 ページ。
5. ———, 「韓国における図書館情報政策」情報科学技術協会『情報の科学と技術 Vol.57 No.1』, 2007 年, 2-8 ページ。
6. 宮原志津子「図書館サービスの新たな可能性に向けて: シンガポール国立図書館の取り組み」情報科学技術協会『情報の科学と技術 Vol.58 No.1』, 2008 年, 13-8 ページ。
7. 内藤衛亮「シンガポール国立図書館の成立と現状——2007 年」情報科学技術協会『情報の科学と技術 Vol.58 No.1』, 2008 年, 2-7 ページ。
8. 佐藤隆司・大庭治夫・後藤嘉宏・原秀成編『官庁資料の公開——情報利用の民主化をめざして』第一巻, 学文社, 2001 年。
9. 佐藤毅彦・福井千衣「フランスの文書保存法制と地方図書館——文化遺産法典への編入とその経緯」『外国の立法 No.232』, 2007 年 6 月, 34-50 ページ。
10. 鈴木尊紘「フランス法定納本制度改革とウェブアーカイブへの対応」『カレントアウェアネス No.290』, 2006 年 12 月, 8-10 ページ。
11. 曹在順「韓国国立中央図書館の現状——図書館情報化推進策と公共図書館振興策を中心に——」情報科学技術協会『情報の科学と技術 Vol.57 No.1』, 2007 年, 9-14 ページ。
12. 武田和也「全世界のデジタル図書館の統合ポータルを目指して~韓国国立デジタル図書館の概要~」『カレントアウェアネス No.294』, 2007 年 12 月, 3-6 ページ。
13. 渡邊斉志「インターネット情報資源の国家的収集——ドイツ国立図書館法案——」『外国の立法 No.226』, 2005 年 11 月, 94-102 ページ。
14. ———, 「ドイツにおけるオンライン出版物の法定納本制度」『カレントアウェアネス No.290』, 2006 年 12 月, 7-8 ページ。

【附記】

本稿は、平成 21 年 1 月に京都大学大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部演習科目において報告した事例研究・政策提言論文を、修正及び加筆したものです。

【註釈】

¹ 国立国会図書館法第 24 条以下が、納本制度の根拠規定となっている。納本制度の根幹的要素とは、① 到達義務、② 網羅性、③ 発行者に納入義務を課すことにある（『答申—ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について』 p.5）。

² 『国立国会図書館の役割について』（2006 年 2 月 10 日記者発表資料）より引用。

（http://www.ndl.go.jp/jp/role/data_01.html）

この発表は、2006 年 2 月 10 日に、自由民主党行政改革推進本部の会合において国立国会図書館の独立法人化が提言されたことに対し、「国立」図書館としての役割とその必要性を主張したものである。納本図書館としての機能に支障が生じないよう、「政府刊行物が、国会議員・国民が利用できるように確実に納入されること」、「立法補佐業務の基盤となる民間出版物がすべて納入され、日本の文化財として蓄積保存されること」が必要であるとしている。

³ 「電磁的媒体を用いて公表される出版物を電子出版物といい、そのうち、通信等により公表されたものをネットワーク系電子出版物という。」「『通信等』には、最も広義では、放送が含まれることから、ネットワーク系電子出版物には、放送により公表された出版物を含むことになる。」（『答申—ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について』 pp.2-3）。

⁴ 国立国会図書館法第 25 条の 2「発行者が正当の理由がなくして [……] 出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。」が根拠規定である。

⁵ 国立国会図書館法第 25 条第 3 項「…出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。」が根拠規定である。

⁶ 『国立国会図書館月報 547 号』 p.6。

⁷ 「…出版界全体も [……] 戦後の混乱期のピークに達していた時期でもあり、加えて戦時体制からの転換期の混乱（いわゆる戦犯出版社の追放や、用紙割当の問題にからむ業界団体の分裂）と、戦時統制会社日配（日本出版配給株式会社）の解体に基づく取次業界の再発足等が重なり、出版界全体に一致した動向を見出すことなどは全く不可能な状況であった。」（『国立国会図書館三十年史』 p.187）

⁸ 『国立国会図書館三十年史』 pp.187-8。

⁹ 『国立国会図書館月報 566 号』 p.6。

¹⁰ 『国立国会図書館月報 566 号』 pp.10-11。

¹¹ 国立国会図書館収集書誌部「納本制度 60 周年を迎えて」を参照、『びぶろす——Biblos 平成 20 年 4 月号』所収。

（<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/backnumber/2008/04/02.html>）

¹² 納本すべき「出版物」の定義自体が曖昧であることに加えて、機密扱い文書、書式、ひな型、その他簡易なものは、納本制度の「適用除外」となっている（国立国会図書館法第 24 条）。国立国会図書館は、この出版物の納本対象の問題について、何が対象で何が対象外であるかを例示できるよう現在検討中であり、内容が確定次第ホームページなどで周知するとしている（『国立国会図書館月報 575 号』 p.35 参照）。

また、映画館に配給されるような 16 ミリの映画フィルムなどに関しても、依然として「当分の間免除」とされており（昭和 24 年国立国会図書館法改正附則第 2 項）、東京国立近代美術館フィルムセンターが独自に収集を行っている。

¹³ 『国立国会図書館月報 569・570 号』 pp.21-2。

¹⁴ 他にも、「納本制度普及マーク」として、シンボルマークや標語を制定したこと（図表 11）、国立国会図書館のホームページの納本制度のページをリニューアルしたこと、パンフレット『よくわかる納本制度』（国立国会図書館、2008 年 6 月）を作成したことなどが挙げら

れる。また、平成 20 年 5 月 24 日には、納本制度 60 周年及び「納本制度の日」を記念し、ノンフィクション作家の佐野眞一氏、株式会社 筑摩書房代表取締役社長菊池明郎氏らを招き、座談会「出版文化と納本制度について考える」が開催された。

15 『国立国会図書館月報 566 号』p9。収集業務と書誌業務の一体的な遂行による事務合理化・効率化を企図して実現した組織再編であり、現在、国内図書、逐次刊行物、外国資料に関しては、受け入れから整理に至るまでを同一の課で処理している。

16 納本制度審議会の担当する事務は、「館長の諮問に応じ、納本制度に関する重要事項及び代償金の額に関する事項を調査審議すること」と、「これらの事項に関し、館長に意見を述べること」である。納本制度審議会は、基本的には学識経験者から館長が委嘱する任期 2 年の委員 20 名以内によって構成されるが、専門の事項を調査させるため必要がある場合は、館長委嘱の専門委員を設置することも可能である。詳しくは、国立国会図書館ホームページ「審議会：納本制度審議会」を参照。

(http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit_council_book.html)

17 『答申——21 世紀を展望した我が国の納本制度の在り方——電子出版物を中心に——』（納本制度調査会、1999 年 2 月）p.3。

18 WARP は、2002 年 4 月に「インターネット資源選択蓄積実験事業」という名称の実験的なプロジェクトとして創設され、その後、2006 年 7 月に本格事業化された。WARP による収集は、① 収集対象の選定、② 収集対象となるネットワーク系電子出版物の発信者の特定、③ 文書等による収集・利用条件の交渉と合意などの事務処理で構成される（『答申——ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について』p8）。2008 年度（平成 20 年度）現在、WARP が収集した累積タイトル数は 4,300 タイトル、累積データ数は 2 万件に上っている（『平成 20 年度重点目標評価』p.7）。

(http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/pdf/vision_h20_emphasis.pdf)

19 本稿では過料の賦課については論じないが、法定納本を怠った場合、1 万ユーロ以下の過料に処することができるドイツ（2006 年法第 19 条）や、資料の定価の 10 倍に該当する金額以下の過料が科され、納付しない際は「国税滞納処分扱い」となる韓国（2006 年法第 47 条、第 48 条）など、厳しく罰せられる国が多く、日本とは対照的であることを付言しておきたい。

20 国立国会図書館は、基本的には広報強化や他機関との協力連携といった、現行納本制度の枠組内での事務改善による納入率向上のための取り組みを続けるとしている。

「平成 21 年も引き続き、納本制度の広報活動を実施します。その際、あらゆる出版物は時代の世相を反映しており、歴史的な事実の記録として国民共有の文化的財産であること、それらを集積・保存し未来に伝えていくことの重要性を強調し、納本制度の意義が伝わるような活動をしていきます。納入率向上のため、特に認知度の低かった地方公共団体、レコード会社・映像資料の発行者、企業・シンクタンクに対しては積極的に働きかけていきたいと考えています。」（『国立国会図書館月報 575 号』pp.34-5）。

21 『国立国会図書館月報 581 号』p.4。

22 政府の電子自治体への取り組みの歴史を概観すると、2000 年の「IT 基本戦略」と「e-Japan 構想」で、「五年以内に世界最先端の IT 国家となること」が国家目標として設定された。その後、2003 年の「e-Japan 戦略 II」では、IT インフラの活用を軸に「元気・安心・感動・便利」社会を目指すとして、「電子自治体推進指針」では、① 住民満足度の向上、② 簡素で効率的な行政運営の実現、③ 地域の活性化・地域 IT 産業の振興が、電子自治体構築の目的として掲げられた。さらに、2006 年の「IT 新改革戦略」では、「世界一便利で効率的な電子行政」が標榜され、この「IT 新改革戦略」の方針に従い、総務省では 2007 年 3 月に「新電子自治体推進指針」が策定された。

23 国立国会図書館は、（ネットワーク系電子出版物の内容によって収集、非収集を選別することは必要であるが、）この内容による選択制の導入が、「網羅性」という納本制度の根幹的要素に影響を及ぼすという理由から、ネットワーク系電子出版物の納本制度への組入れを問題視している（『答申——ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方につい

て』 pp.10-1)。

²⁴ 国立国会図書館は、民間ネットワーク系電子出版物の収集については、「今後の検討課題」であるとしている（『国立国会図書館月報 581 号』 p.5）。

²⁵ 「バルク収集」とは、一国全体のウェブ情報を一括して（技術的に収集可能な範囲で網羅的に）収集すること。ウェブ情報の収集に関しては、廣瀬信己「北欧諸国におけるウェブ・アーカイビングの現状と納本制度」（『国立国会図書館月報 490 号』所収、2002 年）が参考になる。

²⁶ 「BL、新たな図書館戦略（2008～2011 年）を公表」、『カレントアウェアネス・E No.138』所収（2008 年 10 月）より引用。

²⁷ 『平成 20 年度重点目標評価』 p5。

²⁸ NHK ニュース「国会図書館納入 CD など 4 割」、2008 年 5 月 28 日放送。

²⁹ 『国立国会図書館五十年史 本編』 pp.428-9。

³⁰ 『国立国会図書館五十年史 本編』 p.426。

³¹ 『国立国会図書館月報 545 号』 pp.6-7。

³² 諸外国では、アメリカ、カナダ、シンガポール、韓国など、納本義務部数は「2 部」とされている国が多い（諸外国の納本制度に関しては、別紙 附属資料も参照）。

³³ インターネットの急速な発達に伴い、中でも、マイクロ資料の作製・送付による国際交換業務の意義が減少していると考えられる。国立国会図書館は 2007 年度（平成 19 年度）、マイクロ資料の送付機関に対して「英文官庁刊行物の受領に関するアンケート」を行い、今後の方針を検討している（『国立国会図書館年報』[2007 年度版] p.65）。

³⁴ また、ユネスコの提唱した『納本法制定のための指針（Guidelines for Legal Deposit Legislation, Paris, UNESCO, 1981）』を参照すると、国立図書館（National Library）の実施する「納本」について、「どのような媒体、過程によるものであれ、公けに頒布、貸与、販売するために複製されたあらゆる種類の出版物を数部、1 ないしそれ以上の指定された機関に納めることを、法的強制力をもって請求すること」と定義しており、納本者側に財政難が伴う場合は一定の例外を設けることも考えられるものの、法定納本制度は伝統的に無償で行われてきたとしている。

³⁵ 出版物の購入先が最低一部は確実に確保されるものの、出版物の所有権は国立国会図書館に移転するため、日本の「納入出版物代償金交付制度」は出版者にとってメリットが少なく、納本のインセンティブが機能しないという批判がある。アメリカの納本制度では、1988 年のベルヌ条約加盟後、公表された作品の強制納入（法定納本）が規定され（米国著作権法第 407 条）、また、未発行作品の著作権登録と納入に関しても規定されている（同第 408 条）。さらには、著作権のネットワーク登録システム CORDS によって、著作権登録情報がインターネット上で閲覧できるようになっている。

³⁶ 安念潤司「演習 憲法」 pp.104-5 を参照、『法学教室 No.288』所収。

³⁷ 「自由利用マーク」とは、「著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマーク」のこと。「自由利用マーク」には、「プリントアウト・コピー・無料配布」OK マーク、「障害者のための非営利目的利用」OK マーク、「学校教育のための非営利目的利用」OK マークがある（図表 19）。文化庁ホームページ「自由利用マーク」より引用。（<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>）

³⁸ 反面で、電子図書館のデメリットとしては、① 利用のための端末と大容量高速回線が必要であること、② 多大な設備投資費と維持管理費が必要であり、機器の定期的な更新も不可避であること、③ 電子情報が利用者によって恣意的に加工され、流通する危険性があることなどが指摘されている。成定薫「情報化社会の進展と知の変容」（越智貢編『情報倫理学入門』所収、ナカニシヤ出版、2004 年、pp.163-83）参照。

³⁹ なお、2009 年（平成 21 年）7 月 2 日の衆議院本会議、7 月 3 日の参議院本会議において、「国立国会図書館法の一部を改正する法律」が可決・成立し、7 月 10 日に公布された。この法改正によって、国・地方公共団体などの提供するインターネット情報を包括的に収集する制度が実施されることとなった。2010 年（平成 22 年）4 月 1 日施行の改正法には、

国、地方公共団体、独立行政法人などが提供するインターネット情報を国立国会図書館が記録媒体に複製・保存する権限が定められているが、納本制度とは別の制度で実施される（国立国会図書館「2009年7月9日 国立国会図書館法の改正について [付・プレスリリース]」）。(http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2009/1187551_1393.html) 今回実現した公的ネットワーク系電子出版物の収集制度は、インターネットにより公表された情報に限定されており（『国立国会図書館月報 581号』pp.4-11 参照）、また、納本制度とは別の枠組ということではあるが、出版物の実質的納入率の低下を回避するための非常に有効な制度改革であると考える。

40 『インターネット情報の収集・利用に関する制度化の考え方（改訂版）』「1. インターネット情報の収集」（国立国会図書館、2005年6月）より引用。

(http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/internet_view.html)

41 詳しくは、図表 17 を参照。他には、デンマーク、ニュージーランドなども、ネットワーク系電子出版物を納本制度により収集している（『国立国会図書館月報 581号』p.5）。

42 関西館は、収蔵能力約 1,400 万冊の書庫増設の計画を立て準備を進めている（『国立国会図書館月報 567号』pp.4-5）。関西館の主要な設立目的は、「図書館資料の増加に対応した収蔵書庫の確保」にあった。

43 国際子ども図書館の書庫は、残り 2～3 年で満架となる（2009年3月現在）見込みである（『国際子ども図書館の窓 9号』p.1）。

44 伊東明『専門資料論』（近畿大学通信教育部、1999年）pp.73-4 より引用。

45 例えば、カナダの納本制度の目的は、「カナダの文書遺産を現在及び将来の人々のために保存すること、すべての人々の利用に供すること」、「カナダ政府の記録を永久保存し、政府機関による情報管理を円滑にすること」（2004年法前文、第7条）であり、韓国の納本制度の目的は、「国民の情報に接する権利と、知る権利の保障」、「国内外の資料の収集・提供・保存管理」、「国家の書誌作成および標準作り」、「国家の文献情報の体系構築」（2006年法第1条、第19条）にあると規定されている。『納本法制定のための指針』によれば、法定納本制度の目的は、第一に「あらゆる種類の図書館資料について収集・保管すること」、第二に「全国書誌を作成・出版すること」にあるとされている。

46 『国立国会図書館三十年史』pp.520-3。

47 図書館の「建設的發展思考」の重要性については、毛利和弘『図書館経営論 [改訂版]』（近畿大学通信教育部、2006年）pp.8-9 を参照。

48 『国立国会図書館月報 574号』p.48。

49 本稿では、ネットワーク系電子出版物の収集を納本制度に組み入れるための障壁となる保存技術と維持管理コスト（＝費用）の問題や、著作権の問題に詳しく触れることができなかったため、今後の検討課題としたい。

50 『国立国会図書館電子図書館推進会議報告書 知識・情報・文化の新しい基盤の構築をめざして——自由で創造的な情報社会のために——』「2.1.1.5. ラスト・リゾートとファースト・リゾート」（国立国会図書館電子図書館推進会議、1998年2月）を参照。

51 『創造力を生み出す新しい知識・情報基盤の構築を目指して——国立国会図書館の取組——』（国立国会図書館、2008年12月）において、「デジタル時代の人々の諸活動を反映する貴重な知的・文化的遺産であるインターネット上のデジタル情報を、将来も安定的に活用できるように、関連機関と連携・分担して、蓄積・保存する仕組みを整える。特に、インターネット情報の収集・保存を法制度的に確実なものとするとともに、急激に成長を続ける有償の電子書籍等の収集も視野に入れ、デジタル情報の制度的収集・蓄積・保存を実施する。」、「従来の紙の資料と同様にデジタル情報について我が国の最後の拠り所として機能することを目指す。全国の図書館等が保持していた情報を廃棄するときは、それを当館が譲り受け、長期保存するようにする。」と、ウェブ情報収集の法制度化や「デジタル情報の最後の拠り所」としての国立国会図書館の役割が明記されている（pp.4-5）。

○別紙 附属資料①

納本制度の国際比較（ノルウェー・フランス・ドイツ）

2008 年 11 月末現在

国名 調査項目	【ノルウェー】	【フランス】	【ドイツ】
1. 法の目的	ノルウェーの文化・社会生活の記録が保護され、研究と出典証明の原資料として利用できるように、一般に利用できる情報を含む資料が、国家の収集物として提出され、確実に保存されること（法 1 条）。	「法定納入」、義務的納入の強調（法 1 条）。 資料の収集・保存、全国書誌の作成と普及。 知的財産権立法に適合し、資料保存と両立する条件下における資料の参照、利用（法 2 条）。	(1) 文書の保存（1969 年法 1 条）。 (2) 収集、所蔵状況の調査、全国書誌作成、外国の書誌、国際機関との関係（1969 年法 2 条）。 2006 年法で「国立図書館」が正式に位置付けられた。
2. 根拠法	1989 年 ノルウェー議会関連法の中の 1989 年の一般に利用可能な文書の送付義務についての法律。 1990 年 送付義務法施行王令。 1990 年 送付義務法施行規則、送付義務法指令。	1992 年 法定納入についての法律第 92-546 号。 1993 年 法定納入に関するデクレ第 93-1429 号。 1994 年 1986 年通信の自由に関する法律の改正。 2006 年 法定納入に関するデクレ（納本部数緩和）。	1969 年 ドイツ図書館法。 1982 年 ドイツ図書館への印刷物の義務的送付に関する命令。 2006 年 6 月 ドイツ国立図書館法公布。
3. 納入対象 (1) 定義 (2) 電子出版物等	(1) 公衆が利用可能な以下の資料。 ・紙、紙類似の媒体、マイクロ資料及び写真は 7 部。 ・録音物、映画、映像資料及び電子資料は 2 部。 ・放送資料は 1 部。 外国製作の資料は、国内出版社が製作した場合又は国内向け版がある場合、納入義務が生じる（法 4 条 2 項）。 (2) 「静的・動的電子文書」を含み、オンライン出版物も納入対象となる（法 3、4 条）。ノルウェーが先駆。 「オンライン通信手段で利用可能な電子文書は 2 部納本」と規定。ウェブサイトも対象とし、アーカイビング・トータルシステムによるバルク収集を実施している。	(1) 「印刷、図画、写真、音、視聴覚（放送番組含む）、マルチメディア資料で、製作、出版、頒布の技術手段に関わらず、有形媒体の頒布により、公衆が自由に利用できる状態に置かれると同時に、法定納入と呼ばれる義務的納入の対象となる」（法 1 条 1 項）。発行者 2 部、印刷者 1 部（2006 年）。 (2) 媒体の性質に関わりなく、ソフトウェア、エキスパート・システム及び人工知能に関するその他の製品（法 1 条 2 項）。納入選択基準を公示。パッケージ系電子出版物及びインターネット情報資源も法定納入の対象とする（2006 年 8 月）。	(1) 「印刷物とは複製の方法により制作され頒布のために予定された文字、画像、音声によるすべての表現」（法 3 条）。 *映画、ビデオ及び放送番組は法定納入の対象外。 企業の内部資料等も送付義務なし（法 3 条 2 項）。 公的内容の印刷物（政府刊行物・政府資料）は送付義務なし（法 18 条 3 項）。 (2) 「印刷物」の定義には、有形形態で頒布される電子的及びその他の非印刷物を含むと解釈される。 オンライン出版物及びインターネット情報資源についても法定納入の対象とする（2006 年 6 月）。

4. 納入機関 (1) 受入機関 (2) 上級官庁 (3) 審議会	(1) 印刷物、マイクロ資料、写真、コンピュータ資料、放送番組及びその複合資料は、まず国立図書館ラナ支部へ納入、その後各地へ移管（附則 5 条、指令 2 条）。録音資料はオスロ大学図書館に納入。映画、映像資料は映画研究所に納入。 (2) 文化科学省、教会文化省が担当官庁。 * 教会文化省が 1990 年の施行規則を制定。 (3) 「電子的に出版された文書の法定納入に関する問題の作業部会」。	(1) フランス国立図書館、国立映画センター、国立視聴覚研究所、内務省の法定納本担当部署。 * 他の公共機関や企業も、一定の条件のもとで委託により納入機関になりうる（法 5 条）。⇒より柔軟な制度設計が可能に (2) 文化フランス語圏、法務、内務郵政遠距離通信、高等教育研究、通信の各大臣（デクレ 49 条）。 (3) 法定納入学術審議会（法 6 条）。選択収集のための特別委員会（法 3 条 4 項）。	(1) フランクフルト・アム・マインのドイツ図書館（旧西ドイツの国立図書館を継承）、ライプツィヒのドイツ書籍館（旧東ドイツの国立図書館を継承）（法 1 条）。楽譜・録音媒体はフランクフルトのドイツ図書館ドイツ音楽公文書館に納入（法 1、18 条）。 (2) 所轄の連邦大臣（法 10 条）。管理委員会の委員長が最高所轄官庁（法 12 条）。内務大臣に大きな権限。 (3) ドイツ図書館審議会、ドイツ図書館ドイツ音楽公文書館審議会、管理委員会（法 6、9 条）。
5. 財政補助等 (1) 効果 (2) 書誌記載	基本的には払い戻し金なし。但し、支出額が大きい場合申請により一部費用の払い戻しを受けることができる。 納入機関への送付費用は納入者負担（法 5 条）。 イギリスの制度がモデル。無償納入が基本原則。	納入機関への配達又は郵便料金免除（法 3 条）。 全国書誌の作成と記載（法 2 条）。 代償金等の規定なし。無償納入が基本原則。 納入後の「受領証」返送規定なし。	無償且つ自費納入が基本原則（法 20 条）。 申請により店頭価格の半額まで補償（法 22 条）。 * 連邦憲法裁判所の判決あり（1981 年 7 月 14 日）。 納入後の「受領証」返送規定あり（命令 7 条 2 項）。
6. 制裁等 (1) 納入義務者 (2) 納入期限	過料規定あり（法 9 条）。 「自発的にもしくは非自発的に、本法に定められた規定に違反する者は、うめあわせ（böter）を支払わなければならない」* 刑法の「罰金」ほど重い意味ではない？ 発行人、輸入者は資料公開時点で納入。 製作者は遅くとも 1 か月以内に納入（規則 4 条）。	「本法第 4 条にたいして適用されるすべての者が、故意に法定納入の義務を怠ったときは、1 万フラン以上 5 万フラン以下の罰金を支払う」（法 7 条）。 出版社、輸入者、印刷者等、媒体区分ごとに納入義務者の詳細な規定あり（法 4、1 条）。 納入義務者の順位が定められ、罰則規定と関連。	出版者（法 19 条 1 項）。 録音媒体の場合は製作者（法 19 条 2 項）。 「頒布」の開始後 1 週間以内に納入（命令 6 条 1 項）。 公表著作物の納入を適時・適切に行わなかった場合、秩序違反とし、1 万ユーロ以下の過料に処することができる（2006 年法第 19 条）。2006 年法で新規追加。
7. その他の特徴	(1) 世界で初めて非印刷出版物にも法定納入を適用。 (2) 政府刊行物・公文書の納入免除。 (3) 放送、マルチメディア等を含む（規則 32 条）。 (4) 国立図書館に保存・複写を認める。 (5) 適用除外の詳細規定あり（規則 9 条）。	(1) 世界で最古の納本法を持つ国。 1537 年、フランソワ一世によるモンペリエ勅令 (2) ラジオ、TV 放送の納入あり。 (3) 納入資料は館内のみ利用可能。 (4) 収蔵スペースの確保が現在の大きな課題。	(1) 適用除外の詳細な規定あり（命令 4 条）。 (2) 「異なる版」の詳細な規定あり（命令 2 条）。 (3) 納入義務者が納本の際に「書誌通知票」（全国書誌に掲載する情報）を自ら作成、添付する（命令 7 条）。 図書館側の作業負担軽減を企図。

納本制度の国際比較（アメリカ・イギリス・日本）

2008 年 11 月末現在

国名 調査項目	【アメリカ】	【イギリス】	【日本】
1. 法の目的	1988 年のベルヌ条約加盟までは、著作権登録・証明が目的。それ以降は、著作権証明と文化保存目的。 ＊納本制度と著作権登録制度が一体となっていた。	一般的に出版物の保存と利用を確実にすること。 (1) 著作権の保護、(2) 研究奨励（の機会）、(3) 全国及び各地域での資料収集、(4) 全国書誌の作成	(1) 文化財の蓄積と利用に資する（法 25 条 1 項）。 (2) 官公庁出版物の利用と国際交換（法 24 条）。 (3) 議員と国民への図書館奉仕（法 2 条）。
2. 根拠法	1976 年 米国著作権法 407、408 条。 1993 年 連邦行政命令集(CFR)202. 19 条。 米国テレビ・ラジオ資料館法。 連邦議会図書館法。	1911 年 英国著作権法。1958・67 年 公文書法。 1968 年 演劇法。 1972 年 英国図書館法。 1990 年 英国放送法。 2003 年 法定納本図書館法制定。	1948 年 国立国会図書館法。 1949 年 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程。 2000 年 国立国会図書館法改正。
3. 納入対象 (1) 定義 (2) 電子出版物等	(1) 公表された著作権の成立する作品の複製物（法 407 条）。⇒文芸、音楽、演劇、彫刻、映画、録音物及び設計図等（法 102 条 a 項、101 条、103 条 a 項）。 適用除外の詳細規定あり（CFR202. 19 条 c 項）。 最良版の完全なものを 2 部納入（法 407 条 a 項(1)号）。 (2) 機械可読著作物と CD-ROM を含む非印刷資料（CFR202. 19 条）。 米国連邦議会図書館は、関連機関と連携し「全米デジタル情報基盤整備・保存プログラム(NDIIPP)」を開始(2000 年)。約37,000サイトのウェブサイト（＊例えば、2000 年大統領選挙、2001年9月11日同時多発テロに関するウェブサイト等）の選択的収集と公開を実施している。	(1) 英国内で出版されるあらゆる書籍（book）（著作権法 15 条(1)）。最良版を 1 部納入。 書籍、学術誌、雑誌、パンフレット、設計図、地図及び楽譜（著作権法 15 条(7)）。 追加、改編があれば、（再度）納入が必要となる。 ＊音声のみの資料や映画フィルムは含まれない。 (2) 『2003 年法定納本図書館法』の制定により、インターネットを通じてアクセスできる出版物（電子ジャーナル等）、ウェブサイト、紙以外の媒体の出版物（マイクロフィルム等）、携帯型電子出版物（CD-ROM、DVD 等）等が法定納本の対象となった（2003 年 10 月 30 日）。	(1) 発行された出版物。 図書、小冊子、逐次刊行物、楽譜、地図、映画フィルム、印刷その他の方法により複製した文書又は図画、及び蓄音機用レコード（法 24 条）。 【官庁】30 部以下。【民間】最良版の完全なものの 1 部。 (2) 2000 年法改正で、パッケージ系電子出版物が新たに納本対象となった（法 24 条 9 号）。 ネットワーク系電子出版物（インターネット等により送受信される電子出版物）については、当分の間納本制度の対象外とし、必要、有用と認められるものについては、契約により収集する（1999 年 2 月）。 ⇒電子図書館計画の中で選択的収集を実施している。

4. 納入機関 (1) 受入機関 (2) 上級官庁 (3) 審議会	(1) 米国連邦議会図書館。 ＊米国連邦議会図書館著作権局は、オンライン出版物に関しては収集の法的権限を持たない。 米国連邦議会図書館内テレビ・ラジオ文書館。 (2) 米国連邦議会。 (3) 保存・アクセス・研究図書館グループ委員会、保存・アクセス・研究図書館グループ委員会内のデジタル情報文書保管特別調査委員会。 ⇒電子情報の納入と保護について審議。	(1) 英国図書館及び5地域の納本図書館。 ⇒オックスフォード大学、ケンブリッジ大学、スコットランド国立図書館、ウェールズ国立図書館及びダブリンのトリニティ・カレッジ。 放送資料は、英国映画研究所国立映画テレビ文書館、英国図書館国立音声文書館に納入。 ＊各納本図書館が地域関連資料を収集する。 (2) 政府国家遺産省。 (3) 法定納本諮問委員会、法定納本図書館長委員会。	(1) 国立国会図書館。支部図書館（法20条）。資料の移管、処分可能（法23条）。 (2) 国会。 (3) 両議院の議院運営委員会（法4条）、国立国会図書館連絡調整委員会（法12条）及び納本制度審議会（1999年4月設置）。 納本制度審議会内に代償金部会、ネットワーク系電子出版物小委員会等を設置（2002年）。 ⇒『ネットワーク系電子出版物答申』（2004年12月）。
5. 財政補助等 (1) 効果 (2) 書誌記載	財政補助規定なし。無償納入を合憲とする判例あり。 『著作権登録事項目録（全国書誌）』の作成（法707条）。 納入後の「受領証」返送規定あり（法407条b項）。	無償、送付補助なし（著作権法15条(1)）。 『英国全国書誌』の作成。納入後の「受領証」返送規定あり（著作権法15条(1)）。	納入出版物代償金制度（法25条③）。 小売価額の5割＋送料を代償金として交付する。 『日本全国書誌』の作成。現在はホームページ版のみ。
6. 制裁等 (1) 納入義務者 (2) 納入期限	著作権者が3か月以内に納入（法407条）。 書面による督促後、拒否の場合、作品1件につき250ドル＋小売価格の罰金。継続して拒否した場合、さらに2,500ドルの罰金。＊但し、著作権自体は失効しない。	出版者が1か月以内に納入（著作権法15条(1)）。 過料規定あり（著作権法15条(6)）。 「納入義務を果たさない出版者は、罰金（fines）に処す」＊5ポンド及び図書価格以下の軽罪。	出版者。官庁出版物は「発行後直ちに」、民間出版物は「発行の日から30日以内」に納入（法24、25条）。 過料規定あり（法25条の2）。小売価額の5倍以下。 ＊規定として存在するも、適用事例なし。
7. その他の特徴	(1) 著作権証明・確保が目的である点。 1988年のベルヌ条約加盟後は、米国著作権法407条で公表された作品の強制納入（法定納本）を規定し、408条で未発行の作品の著作権登録と納入を規定している。 ⇒CORDSにより、著作権登録情報がインターネット上で閲覧できる。	英国図書館は、『2008年から2011年までの3か年に関する新たな戦略』を公表（2008年10月15日）。 「英国の電子出版物を広範囲に収集・保存する」、「デジタル図書館システムなどの電子的基盤を構築する」といったネットワーク系電子出版物の収集に関する重点戦略が掲げられている。	『国立国会図書館 電子図書館中期計画2004』（2004年2月策定）によると、「インターネット上の情報資源の収集・保存・提供実験を行っている。電子雑誌、政府コレクション、協力機関コレクションについて、個別に著作権者の許諾を得た上で、これらを収集し、提供している」（平成15年末現在）。

＊なお、EUは一体的に電子図書館の構築に取り組んでいる。絵画、写真及び映画等200万点以上のデジタル情報を、インターネット上の一つのサイトに集め、2008年11月20日に開設した。電子図書館の事務局はオランダ・ハーグに設置。欧州委員会は、「2010年までに1,000万点の文化財が電子図書館で検索できるようにしたい」と目標を立てている。

納本制度の国際比較（カナダ・シンガポール・韓国）

2008 年 11 月末現在

調査項目 \ 国名	【カナダ】	【シンガポール】	【韓国】
1. 法の目的	カナダの文書遺産を現在及び将来の人々のために保存すること、すべての人々の利用に供すること。 カナダ政府の記録を永久保存し、政府機関による情報管理を円滑にすること（2004 年法前文、7 条）。	「国家の学習能力を高めること」、「国家としての競争力と優しい（gracious）社会を振興すること」 出典：Library2010 における国家図書館庁（National Library Board）の使命	「国民の情報に接する権利と、知る権利を保障」 「国内外の資料の収集・提供・保存管理」 「国家の書誌作成および標準作り」 「国家の文献情報の体系構築」（2006 年法 1、19 条）。
2. 根拠法	1953 年 カナダ国立図書館法。 1995 年 カナダ国立図書館書籍納入規則。 2004 年 カナダ図書館・公文書館法制定（全 57 条）。 「カナダ図書館文書館を設立し、著作権法を改正し、それに附随して関係する法律を改正する法律」。	1958 年 『ラッフルズ国立図書館法』制定。 1994 年 Library2000 報告を政府承認。 1995 年 国家図書館庁法制定。 国家図書館庁（National Library Board）設置。 2005 年 7 月 Library2010 公表。	1963 年 図書館法。1965 年 施行令（納本制度開始）。 1991 年 図書館法廃止。図書館振興法制定。 1994 年 『図書館および読書振興法』制定。 2006 年 新図書館法、施行令・施行規則。 図書館法と読書振興法を分離し、責任・役割を明示。
3. 納入対象 (1) 定義 (2) 電子出版物等	(1) 「出版物とは、(中略) 複数の部数又は複数の場所で利用に供する図書館資料をいう。出版物は、印刷物、オンライン出版物及び録音・映像資料を含むあらゆる媒体及び形態で利用に供される」（2004 年法 2 条）。 ・印刷物は 2 部（2004 年法 10 条）。 ・録音・映像資料は 1 部（2004 年法 11 条）。 (2) 「図書館文書館長は、(中略) インターネット又は類似の媒体を通じて公衆が無制限にアクセスできるカナダ関係の文書資料の代表標本を、(中略) 採取することができる。」（2004 年法 8 条 2 項）。	(1) 図書館資料（1995 年国家図書館庁法 2 条）。 ・印刷物、雑誌、新聞、パンフレット、楽譜、地図、絵画及び写真等（1995 年法 2 条(a)）。 ・フィルム、テープ及び CD 等（1995 年法 2 条(b)）。 原則 2 部（1995 年法 10 条 1 項）。 (2) 「NLB は (中略) 国家デジタル化事業を運営し、ナショナル・ライセンシングの窓口として交渉にあたり、紙印刷および電子形式の国内出版物の国家リポジトリとしてアーカイブする」（Library2010 レポート、2005 年 7 月 27 日）。	(1) 「図書館資料とは、図書館が収集、整理、保存している資料、印刷された資料、筆写された資料、視聴覚資料、マイクロ形態資料、電子資料（中略）等、知識情報資源の伝達を目的とする情報が蓄積されたすべての媒体をいう。」（2006 年法 2 条 2 項）。 対象機関、分野別に納本義務部数が分かれている。 ・図書は 2 部（2006 年法 20 条、施行令 13 条）。 (2) 「コンパクトディスク、デジタルビデオディスク等類型物」、「出版環境の変化により新しい形態で発刊される記録物」（2006 年法施行令 13 条 6、8 項）。
4. 納入機関	(1) カナダ図書館・公文書館（2004 年 5 月 21 日）。	(1) 国家図書館庁（1995 年 9 月発足）。	(1) 国立図書館（1945 年 10 月 15 日）⇒国立中央図

(1) 受入機関 (2) 上級官庁 (3) 審議会	カナダ国立図書館とカナダ国立文書館が統合して設立。 電子資料の保存の所管で争いがあった後、統合を選択。 (2) カナダ文化遺産省。 (3) 図書館文書館長に助言を行うための審議会を設置する権限が主務大臣に付与される（2004 年法 6 条）。	長官（Chief Executive）のみ公務員。他職員は非公務員。⇒国家図書館庁に人事・財政面での自主性が与えられ、「専門的図書館サービス」や「コンサルタント料金」等、独自の業務収入を得ている。 (2) 情報通信芸術省傘下に国家図書館庁を設置。 (3) 15 名の委員で構成される理事会。	書館（National Library of Korea）に改称（1963 年）。 (2) 「文化観光部長官に所属」（2006 年法 18 条）。 (3) 「図書館政策に関する主要事項を整備・審議・調整するため大統領に所属する図書館情報政策委員会を置く」（2006 年法 12 条）。⇒30 名以内の委員で構成。総合計画の樹立、図書館運営の評価等を審議する。
5. 財政補助等 (1) 効果 (2) 書誌記載	「自費で納入」（2004 年法 10 条 1 項）。 『全国書誌及び全国総合目録』に記載（2004 年法 8 条 1 項 c）。 納入後の「受領証」返送規定あり（2004 年法 10 条 1 項）。	出版者の自費で納入（1995 年法 10 条 1 項）。 全国書誌に記載（1995 年法 11 条）。全国書誌（Singapore National Bibliography）、雑誌記事索引（Singapore Periodical Index）の発行。	「国立中央図書館は、（中略）その資料に対し正当な補償をしなければならない」（2006 年法 20 条 3 項）。 全国書誌に記載（2006 年法 19 条）。納入後の「受領証」返送規定あり（2006 年法 20 条 3 項）。
6. 制裁等 (1) 納入義務者 (2) 納入期限	出版者が出版物を発行した日の翌日から起算して原則 7 日以内に納入（2004 年法 10 条）。 罰則規定あり（2004 年法 20 条 1 項）。 個人・法人共に、カナダ刑法典に基づく罰金刑。	出版者が国内出版物を発行した日から 4 週間以内に納入（1995 年法 10 条 1 項）。 罰則規定あり（1995 年法 10 条 3、4 項）。 5,000 ドル以下の罰金。	官、民、個人共に、発行または製作した日から 30 日以内に納入（2006 年法 20 条 1 項、26 条 1 項）。 「資料の定価の 10 倍に該当する金額以下の過料」 過料を納付しない場合は、国税滞納処分扱いとなる。
7. その他の特徴	2007 年 1 月 1 日より法定納本制度が改正され、出版者に対し、オンライン電子出版物をカナダ図書館・公文書館に納本することが義務付けられた。オンライン電子出版物は、タイトル、著者、出版日を特定できるものであり、書籍、雑誌、年鑑、リサーチペーパー及び学術雑誌などが含まれる。掲示板、電子メール、個人サイト、インターネット上の情報及び動的データベースなどは、館長が出版者に対し自主的な納本を求めることができる。	海外の国立図書館との業務提携に積極的。 シンガポール国家図書館委員会とオーストラリア国立図書館は、デジタル保存、ポスター、エフェメラ（一過性資料）、写真といった「特殊な印刷媒体資料」の保存や全国書誌データベースの交換、図書館のパフォーマンス管理に関する情報とベストプラクティスの共有等の分野で相互に協力していく内容の覚書を交わした（2008 年 9 月）。	国立中央図書館は、2005 年 10 月に開館 60 周年を迎え、「プライド」、「提供サービス」、「政策開発」及び「交流の窓口」の 4 つの中核価値を提示した政策ビジョン『国立中央図書館 2010』を公表した。 2008 年の国立電子図書館開館に先駆け、OASIS プロジェクトとして、2004 年 3 月以降公的機関を中心にインターネット情報（ウェブサイト、電子著作物）を選択的に収集している。

出所：『図書館研究シリーズ No.34 納本制度と電子出版物への対応』、原秀成『電子時代の出版物納入制度——情報の自由な流れにむけて』及び諸外国の法定納本制度に関する研究論文（本稿末尾の一覧を参照）等より筆者作成

○別紙 附属資料②

国立国会図書館法（抄） （昭和二十三年二月九日法律第五号）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人 等による出版物の納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
- 二 小冊子
- 三 逐次刊行物
- 四 楽譜
- 五 地図
- 六 映画フィルム
- 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
- 八 蓄音機用レコード
- 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

2 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第

百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

3 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

2 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局
 - 二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社
 - 三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社
 - 四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社
 - 五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - 六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
- 3 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に

通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなく前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

2 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

附則（平成十二年四月七日法律第三十七号）

- 1 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免
ずることができる。

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	略
株式会社日本政策金融公庫	
日本銀行	
日本司法支援センター	
日本私立学校振興・共済事業団	
日本中央競馬会	
農水産業協同組合貯金保険機構	
預金保険機構	

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	略
地方公営企業等金融機構	
日本下水道事業団	

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（抄）

（昭和二十四年六月二十八日国立国会図書館規程第三号）

（国の諸機関の納入部数）

第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十四条第一項の規定により国の諸機関が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、館長の定める区分に応じ、五部以上三十部以下の範囲内で館長の定める部数とする。

（国の諸機関に準ずる法人の納入部数）

第二条 法第二十四条第二項各号に掲げる法人が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

（地方公共団体の諸機関の納入部数）

第三条 法第二十四条の二第一項の規定により地方公共団体の諸機関が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関 五部
- 二 市（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関 三部
- 三 町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関 二部

（地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数）

第四条 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した法人 四部
- 二 地方競馬全国協会、地方公営企業等金融機構及び日本下水道事業団 四部
- 三 市又は市及び町村が設立した法人 二部
- 四 町村が設立した法人 二部

（納入部数の上限）

第五条 前各条に規定する納入部数が当該出版物の発行部数の一割を超える場合の当該納入部数は、当該発行部数の一割とする。

（代償金額の決定手続）

第六条 法第二十五条第三項に規定する代償金につき、館長は、納本制度審議会に諮問し、その額を決定する。

（納入の免除）

第七条 法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、その納入を免ずる。ただし、特別の事由のあるときは、この限りでない。

（委任）

第八条 この規程に定めるもののほか、出版物の納入に関し必要な事項は、館長が定める。

附則 略

出所：国立国会図書館ホームページ「規定決定類抜粋」より引用